

小平市一般廃棄物処理基本計画（改訂）

ごみ処理基本計画／生活排水処理基本計画／災害廃棄物処理計画

～ こつこつ小平 「もったいない」が根づくまち ～



平成30年（2018年）3月

小平市

小平市一般廃棄物処理基本計画の改訂に当たって

小平市では、平成5年（1993年）に、市内全域で古紙や古布、ビン、カンといった資源物の分別収集をスタートして以来、徐々にリサイクルを推進してまいりました。

こうして20年以上を経て、多くの皆さまにとって、資源物の分別は定着してきたものと感じております。

しかし、私たちが今後も豊かな生活を長く続けるためには、多くの資源・エネルギーを消費し、多大な環境負荷をもたらす社会のあり方を改めて、リサイクル（Recycle）はもちろん、これに優先するものとしてリデュース（Reduce）、リユース（Reuse）を合わせた3Rの推進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会への変革を進めていくことが必要です。

こうした循環型社会への変革は、市が行う施策だけで達成できるものではなく、すべての市民や事業者の皆さまと一体となった取組が必要となります。

そして、皆さまに取組を進めていただくためのカギとなりますのは、廃棄物や環境の問題に対するより高い認識と理解を持っていただくことであると考えます。

このような考えのもと、平成26年（2014年）3月に策定した「小平市一般廃棄物処理基本計画」では、3Rを表すだけでなく、かけがえのない地球資源に対する尊敬の念（Respect）も込められているという意味での「もったいない」という意識が根づくことを、基本理念として掲げています。

また、資源物の中間処理をする小平市リサイクルセンター、ごみの中間処理をする小平・村山・大和衛生組合、そして日の出町にあるごみの最終処分場など、それぞれの施設の整備と運営に対する地元の皆さまへの感謝の念も、決して忘れてはなりません。

このたび、本計画は策定から4年を経過し、計画の中間見直しを行いました。引き続き、基本理念に基づき市民の皆さまと協力しながら、家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行をはじめ、本計画に掲げる施策を実現することにより、さらなるごみの減量、資源化を推進してまいりたいと考えております。

今後、子ども達が成長し、次世代を担うこととなる将来にわたって、私たちのまち小平に、そして、この地球に、快適に永く住み続けていくことができるよう、皆さまには、3Rの推進と適正処理について、広く高い認識と理解をお持ちいただき、共に日々の取組を進めていただきますよう、切にお願い申し上げます。



平成30年（2018年）3月

小平市長 小林 正 則

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 計画（改訂）策定の背景.....	1
2. 本計画の位置づけ.....	3
3. 計画の基本事項.....	4
第2章 現状と課題	5
1. 廃棄物減量のこれまでの取組.....	5
2. 廃棄物処理の現状.....	8
3. 前計画（平成13年度（2001年度）から平成24年度（2012年度）まで） の数値目標の評価.....	11
4. 計画（平成25年度（2013年度）策定）の課題の対応状況.....	13
5. 今後（平成30年度（2018年度）以降）に向けた課題.....	14
第3章 計画理念・目標	23
1. 基本理念.....	23
2. 施策の基本方針.....	24
3. 数値目標と指標.....	26
第4章 市民・事業者・市の行動	29
1. 三者それぞれの役割.....	29
2. 市民の行動指針.....	30
3. 事業者の行動指針.....	31
第5章 市が実施する施策	32
1. 計画（平成25年度（2013年度）策定）の重点施策の取組状況.....	32
2. 重点施策.....	33
3. 計画（平成25年度（2013年度）策定）の個別施策の取組状況.....	43
4. 個別施策.....	44
5. 今後の廃棄物処理体制.....	49
6. 市民参加と協働.....	50
第6章 生活排水処理基本計画	51
1. 生活排水処理の現状.....	51
2. 今後の取組.....	52
第7章 災害廃棄物処理計画	54
1. 総論.....	54
2. 災害廃棄物対策.....	60
第8章 計画の運営管理	72
資料編	73

第1章 計画の位置づけ

1. 計画（改訂）策定の背景

小平市では、平成15年（2003年）3月に、「循環型社会の形成推進」を基本理念とし、小平市における廃棄物の減量と処理に係る事業の根幹となるものとして、前計画（「小平市ごみ処理基本計画」）を策定しました。

前計画は、平成15年度（2003年度）から平成24年度（2012年度）までを計画期間とするもので、平成19年度（2007年度）に中間改訂を行いました。平成24年度（2012年度）には、計画の改定を予定していましたが、今後の廃棄物処理体制に大きな影響がある3市共同資源化事業（後述）について明確な方向性が定まっていなかったことを踏まえて、計画期間を1年間延伸し、平成25年度（2013年度）までとしました。

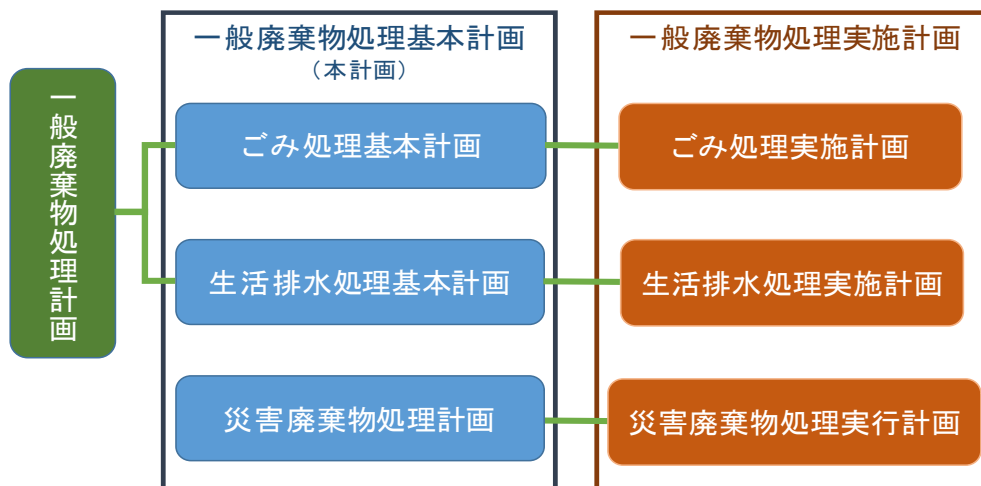
平成26年（2014年）3月には、今後の循環型社会の確立を目指して、前計画の見直しを行い、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定める「小平市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

その後、平成26年（2014年）7月には、小平市廃棄物減量等推進審議会へ「小平市一般廃棄物処理基本計画に定める重点施策の実現について」を諮問し、平成28年（2016年）4月に答申を受けています。

今回の改訂は、計画策定から4年を経過し、中間目標年度に達したことに伴う計画の定期見直しであり、小平市廃棄物減量等推進審議会の意見等をいただきながら改訂を進めました。

また、本計画においては、ごみと資源物（以下「廃棄物」といいます）、生活排水（汲み取り式便所のし尿等をいい、下水として処理される物を除きます）のほか、災害廃棄物に係る今後の処理等についても、合わせて定めます。

なお、本計画に基づいて、一般廃棄物処理実施計画を定めます。



国の動向

環境省は、市区町村が一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、平成5年（1993年）に「ごみ処理基本計画策定指針」を策定しました。その後、循環型社会の形成には低炭素社会・自然共生社会への取組との統合が求められていること、廃棄物処理においては、地域住民への情報開示、住民の理解と協力が求められていることなどの状況を踏まえて、平成28年（2016年）9月に「ごみ処理基本計画策定指針」を改定しました。

具体的な改定内容としては、市町村の役割として食品ロス・食品廃棄物の排出抑制が、住民の役割として食品ロスの削減に資する購買行動やエネルギー消費効率等にも配慮することなどが示されました。また、災害廃棄物対策として、基本的な考え方、災害廃棄物処理計画の策定等、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保が示されました。

東京都の動向

東京都は、平成28年（2016年）3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画—Sustainable Design TOKYO—」を策定しました。この中では、①資源ロスの削減、②「持続可能な調達」の普及、③循環的利用の推進と最終処分量の削減、④適正かつ効率的な処理の推進、⑤災害廃棄物の処理体制、の5つの計画目標が掲げられています。

平成27年（2015年）3月に『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』を策定しました。東京都が目指す姿を、東京は、2020年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、『東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現』とし、その実現のために、「これまで進めてきた廃棄物の3R施策を土台に、最終処分量の削減とともに、資源利用の流れの上流側から、サプライチェーンの観点も含め、資源の利用を持続可能なものに転換させていく」としています。

平成29年（2017年）6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定しました。平常時から発災後を想定して、各主体の役割分担を整理し、それぞれが取り組むべき内容を明確化した計画です。

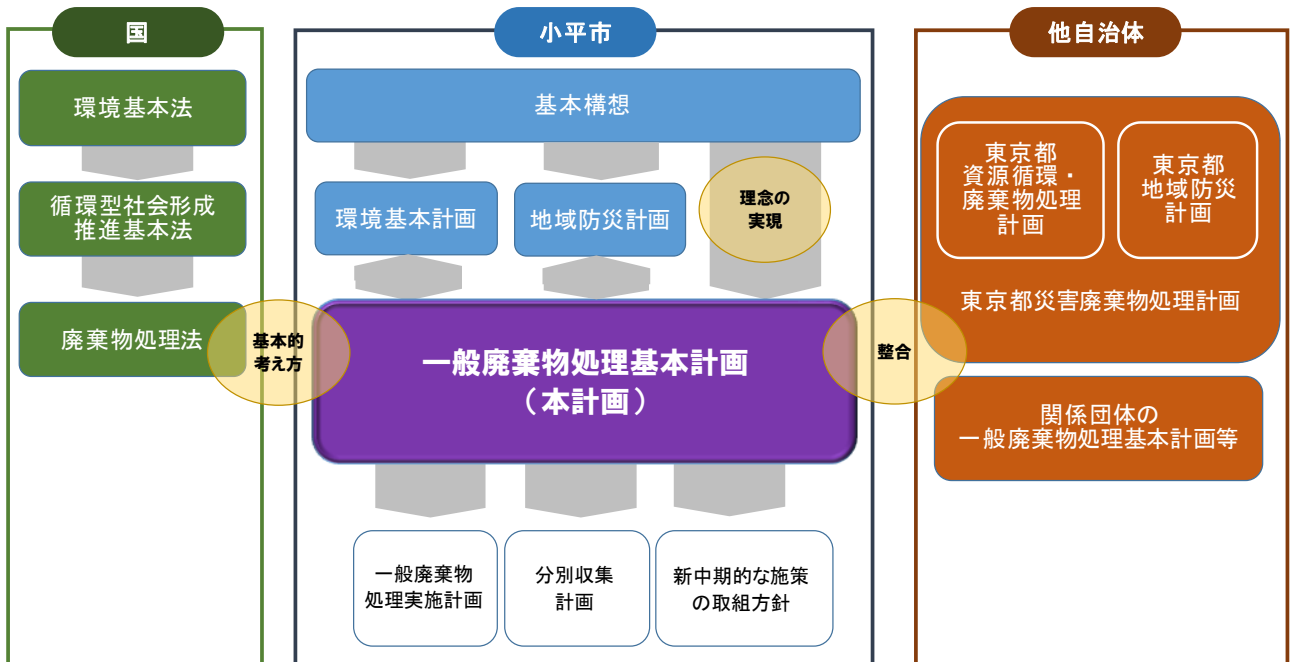
平成26年（2014年）に「東京都地域防災計画（震災編）」が修正されました。この中では、区市町村の役割として、震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすもとして、具体的や役割を明示しています。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物の処理に関する基本計画）であり、本計画と他行政計画との関係性を図示します。

「小平市第三次長期総合計画 基本構想」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「小平市第二次環境基本計画」を踏まえつつ、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めます。

また、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」・「東京都災害廃棄物処理計画」のほか、小平・村山・大和衛生組合及び同組合の構成市である武蔵村山市と東大和市など、関係地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画などとの整合を図ります。



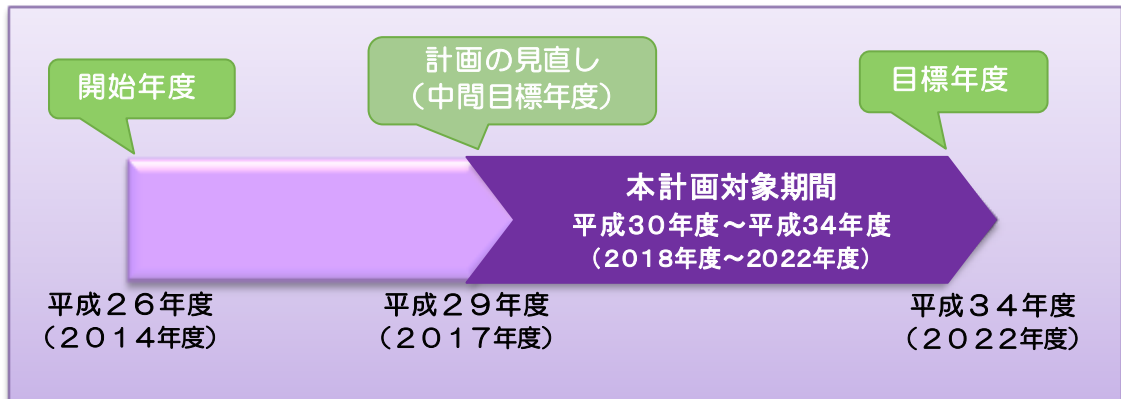
循環型社会とは

- 3R (Reduceリデュース、Reuseリユース、Recycleリサイクル)を進め、その上で廃棄物となった物は適正に処理することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会です。
- つまり、①何よりも「廃棄物を出さない(作らない)」Reduceリデュース、②出ってしまった廃棄物も「できる限り使いまわしたり、資源として使う」ReuseリユースとRecycleリサイクル、③どうしても使えないごみは、「きちんと処分する」こと、が実践される社会です。

3. 計画の基本事項

(1) 計画対象期間及び目標年度

本計画対象期間は、平成26年度（2014年度）から平成34年度（2022年度）のうち、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とし、最終目標年度を平成34年度（2022年度）とします。



なお、通常は、計画期間は10年間とし、改定の時期を小平・村山・大和衛生組合を同組合の構成市である武蔵村山市と東大和市と合わせていますが、平成26年度（2014年度）の改定に当たっては、前計画の計画期間を1年間延伸したことを踏まえて、次回の計画改定の時期を合わせるように、9年間としました。

(2) 計画の見直し・改定

本計画は、平成34年度（2022年度）に全面改定を行います。

また、計画の前提となる条件に大幅な変動が生じたときには、適宜見直しを行います。

(3) 計画対象地域

小平市域とします。

(4) 計画対象主体

小平市民、小平市内の事業者及び小平市とします。

(5) 計画対象廃棄物

小平市内で発生する一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）とします。

第2章 現状と課題

1. 廃棄物減量のこれまでの取組

(1) 廃棄物減量の意義

廃棄物は、私たちの生活を支えている生産から消費に至る活動の結果として生じます。そして、廃棄物の発生は、廃棄物処理の段階だけではなく、生産から消費を経て廃棄に至るまでのすべての過程において資源・エネルギーを消費し、環境への負荷をもたらしていることを意味します。この問題は20世紀後半の経済発展に伴い、深刻化してきました。

今後は、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」を改め、環境への負荷を低減し、安全・安心に暮らしていくことができる持続可能な「循環型社会」に変革する必要があります。

また、こうした3Rを進めることによって、従来からの多摩地域共通の課題である最終処分場の延命化をはじめ、当市に関わる廃棄物処理施設の負担軽減や、今後の適切な規模での施設整備・更新にもつながります。

(2) これまでの市の取組

市では、平成元年度（1989年度）からモデル地区での資源物の分別収集を始め、平成5年度（1993年度）より市内全域で、古紙や古布、ビン、カンといった資源物の分別収集をスタートして、小平市リサイクルセンターで資源選別作業を開始しました。

その後、平成8年度（1996年度）には粗大ごみの有料化、平成9年度（1997年度）にはペットボトルの全市分別収集、平成12年度（2000年度）には事業系ごみの全面有料化、平成14年度（2002年度）にはプラスチック容器（容器包装プラスチックのうち硬質の物）の全市分別収集を開始するなど、ごみの排出抑制や資源化の拡大等に取り組んできました。平成22年度（2010年度）には、食物資源循環モデル事業を開始し、生ごみの減量と食物資源としてのリサイクルを図っています。

一方、平成4年度（1992年度）に、リサイクルフェスティバル実行委員会（現ごみ減量推進実行委員会）を発足したことをはじめとして、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員（愛称：クリーンメイトこだいら）を設置して、市民と事業者と行政とが協働や連携をできる体制を立ち上げています。

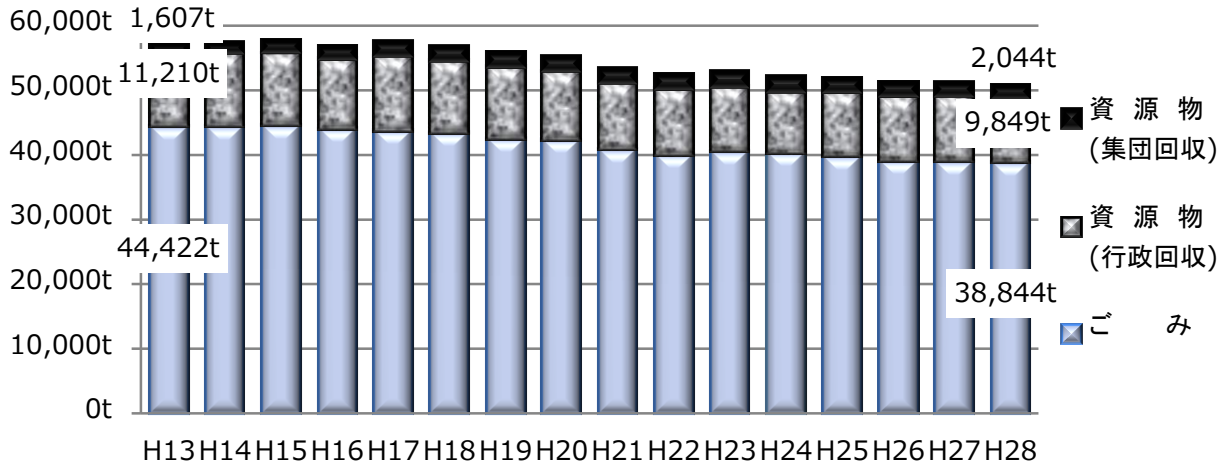
【計画策定年度（平成25年度（2013年度））以降の主な取組】

項目	取組内容・取組実績
<p>小型家電リサイクルの実施</p>	<p>平成25年度（2013年度）のこだいら環境フェスティバルから回収を実施し、その後、イベント回収、日時・場所を定めての拠点回収（リサイクルきゃらばん）を年に6回のペースで実施したほか、回収ボックスを設置しました。</p> <p>回収実績</p> <p>平成26年度（2014年度）：1,321.8kg 平成27年度（2015年度）：2,809.5kg 平成28年度（2016年度）：2,988kg</p> <p>回収ボックス設置実績</p> <p>平成26年度（2014年度）：市内3か所 平成27年度（2015年度）：市内6か所 合計9か所</p>
<p>資源化品目の拡大</p>	<p>平成26年（2014年）11月に分別変更を行い、資源化品目を拡大しました。</p> <p>資源化品目</p> <p>スプレー缶・ガスカートリッジ缶、ライター、金属製のなべ・やかん・フライパン（「アルミ製のなべ・やかん」から拡大）、ぬいぐるみ（最大辺30cm以内）、かばん、帽子、ネクタイ、ベルト、羽毛布団、アルミコーティングされた紙パック（酒パックなど）</p> <p>拠点回収を「リサイクルきゃらばん」と名付け、イベント回収を含め、年に6回のペースで実施し、更なる資源化を図りました。</p> <p>リサイクルきゃらばんにて回収した品目</p> <p>陶磁器製の食器、小型家電、未利用食品、廃食油、紙パック、雑貨（使用可能な玩具、ぬいぐるみ（最大辺30cm以内）、育児用品）</p>
<p>ごみ分別アプリの運用開始</p>	<p>平成27年（2015年）10月には、スマートフォン・タブレット端末向けに、ごみ分別アプリの運用を開始しました。</p> <p>アプリのダウンロード件数</p> <p>（ごみ分別アプリ）運用前（平成27年（2015年）10月）：885件 運用後（平成29年（2017年）3月）：8,301件</p>
<p>食物資源循環モデル事業の規模拡大</p>	<p>平成22年度（2010年度）から開始した、生ごみの減量と食物資源としてのリサイクルを目的とした「食物資源循環モデル事業」を拡大し、平成28年度（2016年度）には、目標に掲げていた参加世帯数（1,000世帯）を概ね達成しました。</p> <p>参加世帯数（資源化量）</p> <p>平成26年度（2014年度）：761世帯（47t） 平成27年度（2015年度）：936世帯（59t） 平成28年度（2016年度）：989世帯（60t）</p>

(3) 廃棄物量等の推移

① 廃棄物量の推移

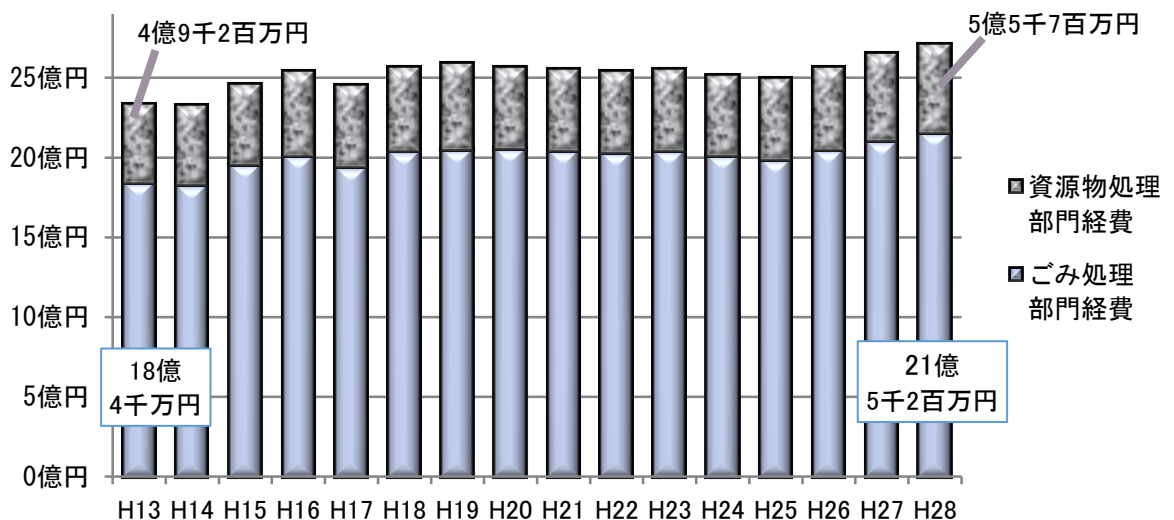
前回の計画改定以降、廃棄物量については、概ね順調に減量を続けています。



② 経費の推移

廃棄物の処理に要する経費は、平成18年(2006年)7月より施設稼働した東京たま広域資源循環組合でのエコセメント化事業の実施に関連した経費の増加があったほかは、概ね大きな増減はなく推移していましたが、近年、小平・村山・大和・衛生組合の新施設の整備(更新)などによる負担金の増加により、経費も増加傾向で推移しています。

また、小平・村山・大和衛生組合で焼却・破碎処理した焼却灰及び破碎不燃物は、東京たま広域資源循環組合に搬入しています。東京たま広域資源循環組合では、「廃棄物減容(量)化基本計画」を策定していますが、本市の搬入量は、計画で定められた搬入配分量を上回っているため、超過金を課せられています。また、ごみの最終処分を地域外に依存していることも考慮して、更なるごみ減量を推進し、搬入量を減量する必要があります。



2. 廃棄物処理の現状

(1) 現状の廃棄物処理フロー

① 廃棄物の分別区分と収集方法など

小平市では、市民から出される廃棄物について、市域を東西2つの地域に分けて、それぞれ月曜日から金曜日まで、燃えるごみを週2回、燃えないごみと各種の資源物を週1回、集積所から収集するステーション方式で収集しています。このほか粗大ごみは申し込みに応じて随時収集するほか、紙パックや白色トレイ、小型家電の拠点回収などを行っています。

また、事業者から出される廃棄物（一般廃棄物）は、収集運搬許可業者等による収集を基本としていますが、少量排出事業者の廃棄物については、家庭からの廃棄物と合わせて有料で収集しています。

排出者	廃棄物の種類（分別の区分）		収集方法	収集頻度	収集主体
市民	ごみ	燃えるごみ	ステーション方式による定期収集	週2回	市（委託）
		燃えないごみ	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
	資源物	新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		古布類、ふとん	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		ビン、カン、ペットボトル、プラスチック容器	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		スプレー缶・ガスカートリッジ缶、ライター、金属製なべ・やかん・フライパン、電池、蛍光管、水銀体温計（水銀血圧計）	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		紙パック	小売店又は公共施設に設置する回収ボックスから収集	随時	市（委託）
		白色トレイ	小売店又は公共施設に設置する回収ボックスから収集	随時	市（委託）
		小型家電	公共施設に設置する回収ボックスから収集	随時	市（直営）
	食物資源（食物資源循環事業参加世帯に限る。）	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）	
	粗大ごみ	戸別収集	申し込みに応じて随時	市（委託）	
	臨時ごみ（1日平均10キログラムを超える量、又は臨時に200キログラム以上の量）	戸別収集	申し込みに応じて随時	市（直営）	
	事業者	1日平均10キログラムを超える量を排出する場合		事業者において定める	
1日平均10キログラム未満の量を排出する場合		事業者において定める		収集運搬許可業者等	
		市民が出すごみ及び資源物と同じ。 （ただし、各事業所の前から収集。）			

② 廃棄物の中間処理、最終処分及び資源化の流れ（フロー）

収集した廃棄物は、品目ごとに資源化またはごみとしての処理を行います。

ごみについては、昭和40年（1965年）に武蔵村山市、東大和市と共同して設立した小平・村山・大和衛生組合で、焼却処理や破碎選別をし、その過程で鉄やアルミなどを資源物として抜き取り、できる限りの減容化・減量化をしています。

小平・村山・大和衛生組合での処理で発生する焼却残さと破碎不燃は、昭和55年（1980年）に設立された東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（現 東京たま広域資源循環組合）が、日の出町の地元の皆さまの多大なご理解とご協力のもとで建設・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場へ搬出しています。同処分場では、焼却残さは、処分場の延命化と資源の再利用化を目的として、セメントにリサイクルする「エコセメント化事業」に取り組んでいます。一方、破碎不燃は、埋立処分を行っています。

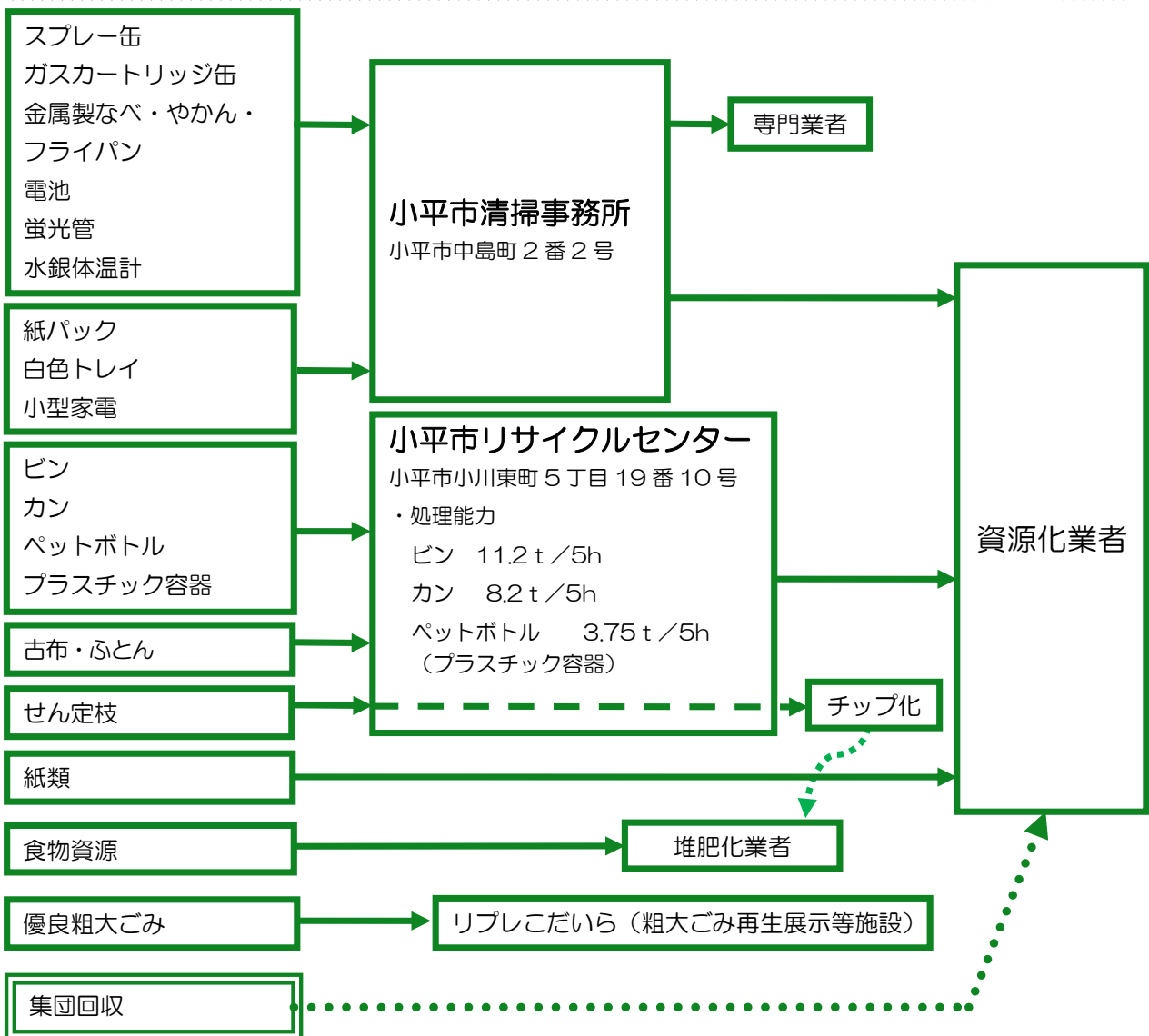
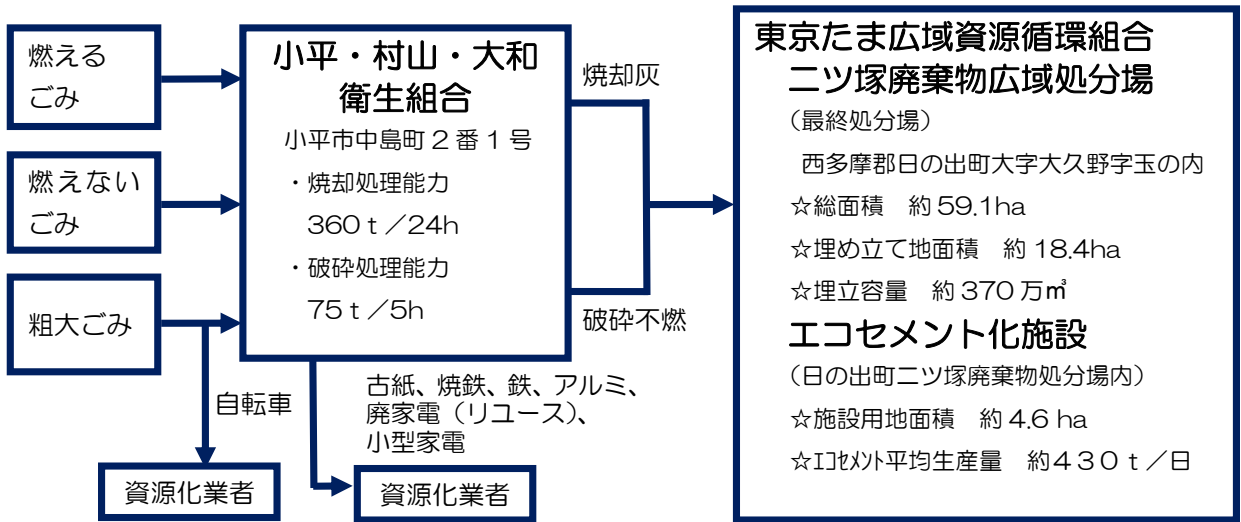
また、市が集積所から収集した資源物については、それぞれの資源化のルートに応じた処理をしています。

紙類は、集積所から収集した後、直接資源化業者に搬入しています。

ビン、カン、ペットボトル、プラスチック容器などは、小平市リサイクルセンターで異物の選別や圧縮などを行い、電池、蛍光管や拠点回収で集められた紙パックなどは、小平市清掃事務所で選別をしています。こうして処理された資源物は、それぞれ資源化業者に引渡して、リサイクル（一部はリユース）されます。

今後、資源物のうち、ペットボトル及び容器包装プラスチックは、後述の小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（平成31年度（2019年度）稼働予定）で処理を行い、現在、小平市リサイクルセンターで中間処理をしているビン、カンなどのほか、小平市清掃事務所で選別などを行っている電池や蛍光管、拠点収集した紙パックなどは、後述の施設更新後の小平市リサイクルセンター（平成31年度（2019年度）以降稼働予定）で処理を行う予定となっています。

このほか、自治会などで資源物を集めて、直接に資源化業者に売却する集団回収も行われています。



3. 前計画（平成13年度（2001年度）から平成24年度（2012年度）まで）の数値目標の評価

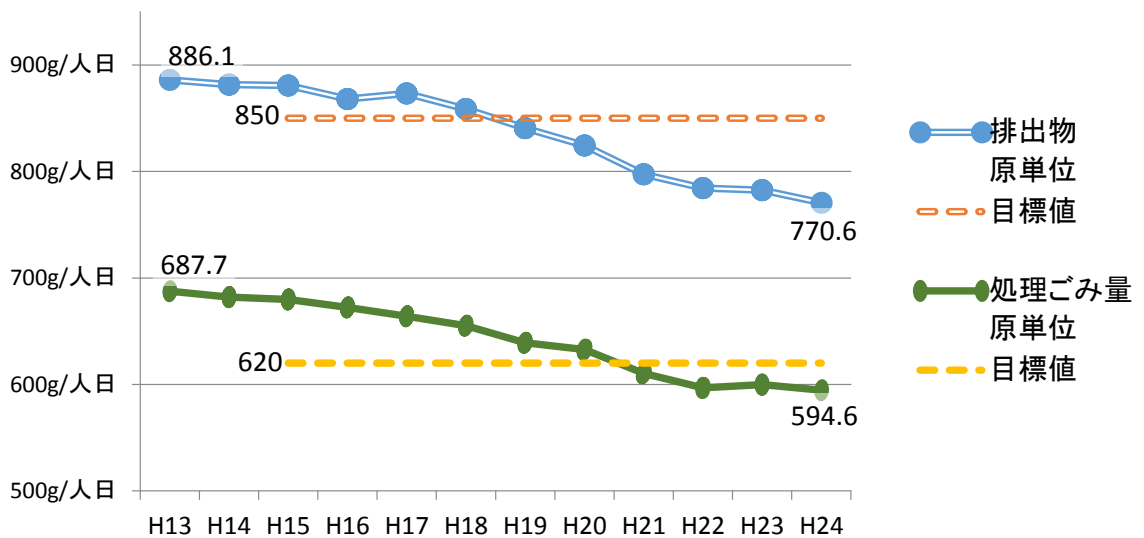
前計画で設定した数値目標については、以下のとおり、2つが未達成であるものの、主要な目標としている排出物原単位（市民一人1日当たりのごみ・資源物の総量）を含む5つを達成しています。

こうした結果については、概ね良好なものと評価します。

	計画目標値	平成13年度 (2001年度)	平成19年度 (2007年度) -中間目標年度-	平成24年度 (2012年度)	達成状況
排出物原単位	850.0g/人日	886.1g/人日	840.5g/人日	770.6g/人日	達成
処理ごみ量原単位	620.0g/人日	687.7g/人日	639.0g/人日	594.6g/人日	達成
収集ごみ量原単位	550.0g/人日	608.3g/人日	564.2g/人日	532.5g/人日	達成
持込ごみ量	H15～:5,000t/年 H20～:4,900t/年	5,127t/年	4,973t/年	4,203t/年	達成
資源物混入率	10%以下	可燃16.3% ^(注1) 不燃19.7% ^(注1)	-	可燃12.8% ^(注2) 不燃26.0% ^(注2)	未達成
収集時リサイクル率	30.0%	22.4%	24.0%	22.8%	未達成
最終処分量	H15～:5,500t/年 H20～:5,200t/年	5,877t/年	5,281t/年	4,885t/年	達成

注1)平成14年度調査

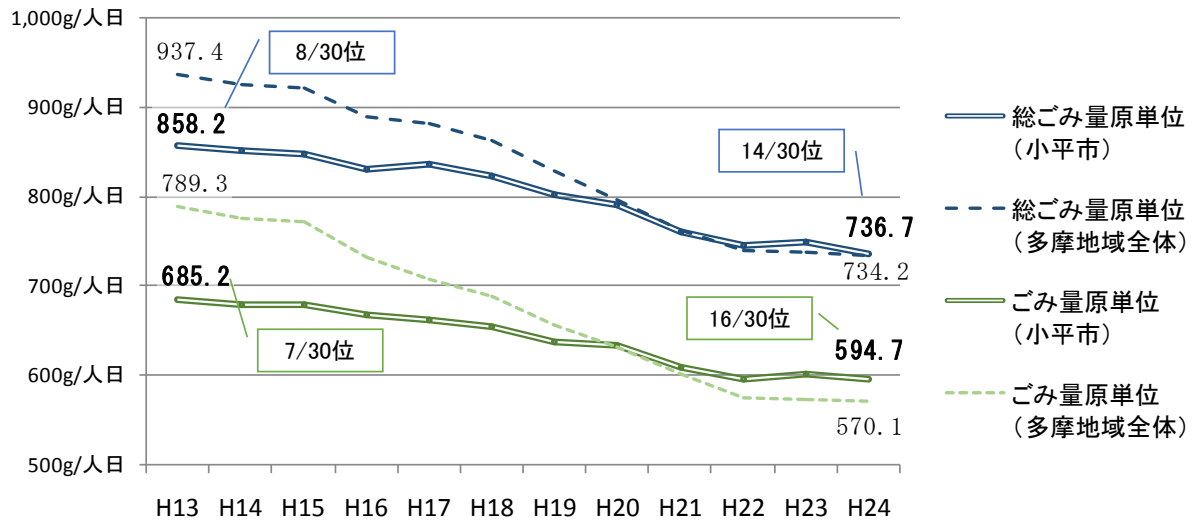
注2)平成25年度調査



未達成である数値目標のうち、資源物混入率については、特に「燃えないごみ」に含まれるプラスチック容器の分別が課題です。

また、前計画で参考数値としていた収集時リサイクル率は、計画目標値に達していませんが、処理ごみ量原単位が大幅に減少したことは、リサイクルよりも優先順位の高い発生抑制や再使用が進んだことを示していると推測できます。

一方、廃棄物の減量化の傾向は、多摩地域全体としても見られます。そして、その減量化傾向は小平市のものよりも顕著であり、従前は多摩地域全体の実績より減量化が進んでいた小平市の実績は、近年では全体よりも遅れてしまっています。



注1) データは、多摩地域ごみ実態調査(公益財団法人東京市町村自治調査会)に基づきます。

注2) 総ごみ量原単位は、ごみと資源物の合計量を一人1日当たりに換算した数値です。ただし、集団回収分は除きます。

注3) ごみ量原単位は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の一人1日当たりの量の合計です。

注4) 総ごみ量及びごみ量ともに、小平市ごみ処理基本計画で数値目標としている「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」とは算出方法が異なるため、数値は一致しません。

注5) 順位は、多摩地域26市の中での量が少ない方からの順位です。

4. 計画（平成25年度（2013年度）策定）の課題の対応状況

課題	対応状況
(1) 更なる意識の向上	<p>重点施策や個別施策における様々な施策の実施により、基準年度（平成24年度（2012年度））以降、排出物原単位や処理ごみ量原単位は、年々減少しています。</p> <p>排出物原単位</p> <p>平成24年度（2012年度）：770.6g/人日 平成28年度（2016年度）：731.8g/人日 ※平成34年度（2022年度）：640g/人日以下（目標値）</p> <p>処理ごみ量原単位</p> <p>平成24年度（2012年度）：594.6g/人日 平成28年度（2016年度）：560.2g/人日 ※平成34年度（2022年度）：480g/人日以下（目標値）</p>
(2) 生ごみ・未利用食品の削減	<p>平成29年度（2017年度）から本格実施とした食物資源循環事業をはじめとする食物資源の資源化事業とともに、食品ロス削減の啓発活動の一環として、イベントなどでフードドライブを実施しています。</p> <p>食物資源循環（モデル）事業 資源化量（参加世帯数）</p> <p>平成24年度（2012年度）：36t/年（581世帯） 平成28年度（2016年度）：60t/年（989世帯） ※目標に掲げていた1,000世帯を概ね達成しました。</p>
(3) プラスチック容器の分別の促進	<p>小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（17ページ参照）の整備による全量容器包装プラスチックの資源化について、平成31年度（2019年度）の実施に向けて検討を進めています。</p>
(4) 施設の老朽化への対策	<p>各施設について、基本構想や基本計画等を策定し、小平・村山・大和衛生組合及び、同組合の構成市である本市、武蔵村山市、東大和市（以下「構成3市」といいます）で計画的な施設整備等に向けた検討を進めています。</p>
(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集	<p>家庭ごみ有料化・戸別収集について、平成31年（2019年）4月からの実施に向けて、取組を進めています。</p>

5. 今後（平成30年度（2018年度）以降）に向けた課題

今後の小平市における廃棄物減量と処理に係る課題として、従前からの課題と合わせて、計画の改訂に当たって、平成25年度（2013年度）5月・平成28年度（2016年度）11月に実施した実態調査（市民アンケート調査及びごみ組成分析調査）から見えてきた課題として、以下のものがあげられます。

（1）更なる意識の向上

循環型社会を形成するためには、リサイクルに先立って2R (Reduce リデュース・Reuse リユース)を推進していく必要があります。

2Rを推進する主体は市民や事業者であり、市は、市民や事業者が2Rに取り組みやすい環境を整備し、情報を提供する必要があります。

今回（平成28年度（2016年度））の市民アンケート調査では、小平市のごみの減量や処理に関する4つの設問に対する回答について、「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定した結果、「ごみの減量や処理の情報公開・提供」については、3.93点と4つの設問で最も低いほか、「わからない」との回答が281票と多く、情報公開・提供について、そのあり方を検討する必要があります。

項目	回答件数						評価点
	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満がある	不満がある	わからない	無回答	
ごみの収集	447 (518)	337 (437)	33 (57)	7 (31)	15 (20)	23 (7)	4.44 (4.30)
ごみの減量や処理の情報公開・提供	156 (218)	319 (437)	68 (127)	20 (35)	281 (235)	18 (18)	3.93 (3.83)
ごみの減量や処理への小平市の取り組み	182 (250)	319 (406)	43 (94)	16 (32)	283 (272)	19 (16)	4.09 (3.96)
住んでいる地域の清潔さ	331 (385)	403 (506)	61 (101)	21 (48)	33 (21)	13 (9)	4.18 (4.04)

※評価点は「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定しました。

※カッコ内は、平成25年度（2013年度）の調査結果を記載しています。

資源物の種類	燃えるごみに含まれる割合	燃えないごみに含まれる割合
可燃性資源	9.8% (11.0%)	1.2% (0.5%)
不燃性資源	1.3% (1.0%)	14.9% (24.9%)
有害性資源	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)
その他資源	0.7% (0.8%)	0.2% (0.5%)
合計	11.8% (12.8%)	16.4% (26.0%)

※カッコ内は、平成25年度（2013年度）の調査結果を記載しています。

(2) 生ごみ・未利用食品の削減

ごみの中に生ごみや紙類、プラスチック類などの各品目が含まれている割合を調査する、平成28年度(2016年度)の「ごみ組成分析調査」の結果からは、燃えるごみには、未利用食品(未開封の食品・手つかずの食品)が1.4%(平成25年度(2013年度):5.4%)含まれており、ごみとして出されている未利用食品は、年間約420tと推計されます。

また、平成28年度(2016年度)の市民アンケート調査では、「食品ロス(まだ食べられるのに捨てられてしまう食品)」の設問に対する回答について、「ほとんど食品ロスを出さない」が4割でしたが、その一方で、出すことのある食品ロスは、「食べ残し」「手つかず食品」「過剰除去」などの順でした。

ごみ減量としての問題だけではなく、多くの食品を海外から輸入している我が国の状況や、食を通じた環境教育からの視点からも、更なる未利用食品の削減(食品は必要な量だけ買うことなど)に向けた普及啓発活動を検討する必要があります。

このほか、生ごみは品目別で最も排出量が多いことから、食べ残しを減らすこと(料理は食べ切れる量だけ作ることなど)や、自家処理の促進、水切りの徹底などにより、減量を図る必要があります。

燃えるごみに含まれていた未利用食品



(3) プラスチック容器・雑がみ等の資源物の分別の推進

現在、プラスチック製の廃棄物については、下図のとおり、ラップ、ビニールや包装類等の軟質の物は「燃えるごみ」とし、硬質の物のうち、ボトル類、カップ型容器等の容器包装プラスチックで、きれいな物は「プラスチック容器」として分別収集・資源化をするなどの分別区分となっています。

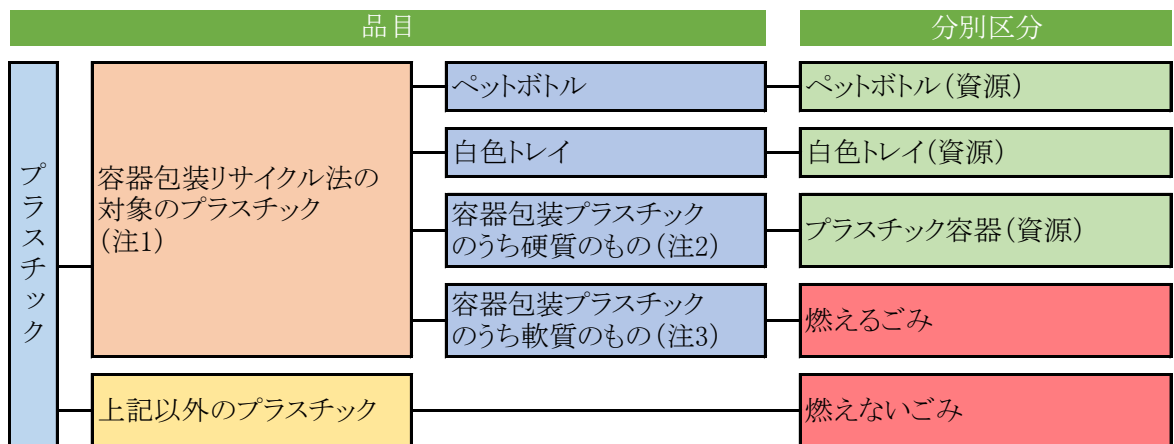
平成28年度（2016年度）のごみ組成分析調査の結果、分別収集の対象となっている硬質の「プラスチック容器」の5割以上（平成25年度（2013年度）：7割以上）がごみとして捨てられていると推計されます。その一方で、小平市リサイクルセンターでの実態として、中身が入ったままの汚れた物も資源物として出されてしまうことがあります。また、分別収集の対象となっている雑がみ等（新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール・シュレッダーくず）の3割以上（平成25年度（2013年度）：3割以上）がごみとして捨てられていると推計されます。

さらに、家庭から収集される燃えないごみに、可燃物の「軟質プラスチック」が4.2%（平成25年度（2013年度）：6.3%）含まれており、ごみとして出されている「軟質プラスチック」は、年間約190tと推計されます。

平成28年度（2016年度）市民アンケート調査では、現在のプラスチック容器の分別については、「よく知っている」が56.0%である一方で、「何となく知っていた」「知らなかった」が合計で42.9%を占めていました。また、分別がわからなくて困っている品目を質問した結果、プラスチックが全体の34.0%を占めており、そのうち「プラスチック容器」が最も多くありました。

現在の分別区分の普及啓発を図るとともに、市民にわかりやすくリサイクルを推進するような分別区分への変更について検討する必要があります。

現在のプラスチック製廃棄物の分別区分



注1) 容器包装リサイクル法の対象のプラスチックとは、商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものです。

注2) 容器包装プラスチックのうち硬質のもの(プラスチック容器)とは、ボトル類やたまごのパックなど、硬くて形のある容器包装プラスチックです。

注3) 容器包装プラスチックのうち軟質のものとは、菓子袋などのフィルム状の軟らかい容器包装プラスチックです。

(4) 施設の老朽化等への対策

小平市のごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ）の中間処理は、構成3市で組織する、小平・村山・大和衛生組合で行っていますが、ごみ処理施設の老朽化、旧式化に伴う整備（更新）が大きな課題となっています。

また、ペットボトル及び容器包装プラスチックの2品目を新たに構成3市共同で処理する施設の新設と、ペットボトル及び容器包装プラスチック以外の資源物を中間処理する、小平市リサイクルセンターの老朽化などによる施設更新が必要です。

① 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備

3市共同資源化事業（19ページ参照）の1つとして、東大和市暫定リサイクル施設用地を活用し、構成3市でペットボトル及び容器包装プラスチックの共同処理を行うため、平成31年度（2019年度）の施設稼働に向けて、平成28年度（2016年度）に施設整備工事契約を締結し、施設の建設を進めています。

平成25年（2013年）8月に、構成3市の市長と小平・村山・大和衛生組合管理者が出席する市民への事業説明会を開催し、構成3市の廃棄物処理を将来にわたって共同して、継続的に安定して円滑に進めていくためには、3市共同資源物処理施設は必要不可欠であり、周辺地域住民をはじめ構成3市の市民に丁寧な説明を行いながら、事業を進めていくことを意思表示しました。（19ページ参照）

② (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の整備（更新）

現在の粗大ごみ処理施設は、竣工から40年以上、改造工事から15年以上経過しており、施設の老朽化、旧式化が著しく、環境対策等に課題が生じていることから、3市共同資源化事業※の1つとして、小平市清掃事務用地を活用し、施設の整備（更新）を計画しています。

小平・村山・大和衛生組合では、平成29年（2017年）3月に「(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画（改訂版）」を策定し、整備（更新）に係る手続を進めています。

③ (仮称) 新ごみ焼却施設の整備（更新）

現在のごみ焼却施設は、3号ごみ焼却施設が竣工から40年、4・5号ごみ焼却施設が竣工から30年以上経過しており、25年から30年が一般的と言われているごみ焼却施設の稼働年数を超えている状況です。また、ごみ焼却施設の機能は、公衆衛生の向上、二次公害の防止という従来の位置付けとともに、熱エネルギーの回収による循環型社会形成への貢献や低炭素社会への寄与が求められ、その役割は多様化、重層化しており、ごみ焼却施設の更新についても、こうした時代の要請に応じた施設とする必要性も高まっています。

名称	小平・村山・大和衛生組合	
所在地	小平市中島町2番1号	
敷地面積	約16,700㎡	
施設概要 (主なもの)	粗大ごみ処理施設 (破碎選別施設)	昭和50年10月竣工 75t/5h 平成10年3月選別装置改造
	焼却施設(3号炉)	昭和50年3月竣工 150t/24h (全連続燃焼式ストーカ炉) 平成2年11月大規模改造 平成15年3月バグフィルター設置
	焼却施設(4・5号炉)	昭和61年11月竣工 105t/24h×2炉 (全連続燃焼式ストーカ炉) 平成15年3月バグフィルター設置
沿革	昭和35年(1960年)	当時の小平町が現在の場所をごみ処理施設に都市計画決定し、焼却場を建設
	昭和40年(1965年)2月	3市による一部事務組合を設立、共同処理事業に移行。小平市施設を引継ぎ処理。
	昭和46年(1971年)以降	2号炉等、人口急増、ごみ増等に対して施設拡充

④ 小平市リサイクルセンターの更新

資源物の中間処理は、小平市リサイクルセンターにおいて、主にビン、カン、ペットボトル及びプラスチック容器の選別、圧縮などを行っています。

プラスチック容器の処理量は、年々増加の傾向にあり、現在の小平市リサイクルセンターでは、現状を超えた資源化品目の処理ができません。このことから、全量容器包装プラスチックの資源化を行うため、現在、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備を進めています。

今後、資源物のうち、ペットボトル及び容器包装プラスチックは、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（平成31年度（2019年度）稼働予定）で処理を行い、現在、小平市リサイクルセンターで中間処理をしているビン、カンなどのほか、小平市清掃事務所で選別などを行っている電池や蛍光灯、拠点収集した紙パックなどは、施設更新後の小平市リサイクルセンター（平成31年度（2019年度）以降稼働予定）で処理を行う予定となっています。

名称	小平市リサイクルセンター				
所在地	小平市小川東町5丁目19番10号				
敷地面積	11,447㎡				

	ビン・カン 選別等施設	ペットボトル 再資源化施設	粗大ごみ展示・ 販売施設 「リプレこだいら」		古布等積替所
			展示場	作業場	
構造・規模	鉄骨造2階建	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造	重量鉄骨造
処理能力	ビン 11.2t/5h カン 8.2t/5h	ペットボトル 3.75t/5h	—	—	—
建設年度	平成5年度 (1993年度)	平成8年度 (1996年度)	平成8年度 (1996年度)	平成12年度 (2000年度)	平成8年度 (1996年度)

注) プラスチック容器の処理も、ペットボトル再資源化施設で行っています。

※ 3市共同資源化事業

- 構成3市の地域の循環型社会の形成を目指し、焼却施設の整備(更新)を視野に入れ、廃棄物(資源物を含む)処理の将来の方向性を決めるもので、平成15年度(2003年度)から構成3市と小平・村山・大和衛生組合が検討を進めている事業です。
- 事業の具体的な内容としては、ソフト面では資源化基準の統一や、3Rの推進を図り、望ましい循環型社会の形成を目指すこと、ハード面としては、資源物の共同処理を、東大和市暫定リサイクル施設用地を活用し、具体化することとしています。また、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設について、小平市清掃事務所用地を活用して整備(更新)することとしています。
- 平成25年(2013年)11月には、構成3市と小平・村山・大和衛生組合で、「3市共同資源化事業に関する確認書」を交わし、①3市共同資源物処理施設の整備について、②組合の施設更新について、③資源化基準の統一等について、④事業の進め方について、を確認し、合意しました。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集等

① 家庭ごみ有料化

家庭ごみ有料化については、廃棄物の問題に対して市民一人ひとりに関心を持ってもらうことなどにより、ごみだけでなく、資源物も含めた廃棄物の総量を減量する効果が期待されます。

多摩地域では、26市のうち24市で家庭ごみの有料化を実施しており、未実施は、小平市、武蔵村山市の2市となっています。家庭ごみ有料化を実施している市を見ると、実施していない市に比較して、ごみ減量が進んでいる効果が見られます。

小平市では、平成13年（2001年）に廃棄物減量等推進審議会から「市民に家庭ごみの処理費用の相応の負担を求めるべきである。」との主旨の答申を受けており、今回の市民アンケート調査では、「賛成である」「ごみ減量の効果があれば、導入はやむを得ない」の合計が、44.8%、「反対である」「ごみ減量の効果があっても、導入には抵抗がある」の合計が42.8%という結果でした。

そのため、家庭ごみの有料化を実施する場合には、資源化品目の拡大など、ごみ減量のための条件を整えるほか、不法投棄等のデメリットを少なくする方策や、有料化によって環境負荷の削減やごみ減量など、どのようなメリットがあるのかを明らかにして、費用負担に係る市民の理解を得る必要があります。

多摩地域26市の収集ごみ・資源量原単位及び収集ごみ量原単位の比較

平成28年度			平成28年度		
順位 (少ない順)	自治体名	収集ごみ・ 資源量 原単位 (g/人日)	順位 (少ない順)	自治体名	収集ごみ 量原単位 (g/人日)
1	府中市	526.7	1	立川市	360.6
2	立川市	540.3	2	府中市	362.1
3	西東京市	549.7	3	西東京市	362.2
4	東村山市	553.5	4	国分寺市	370.0
5	町田市	553.8	5	三鷹市	372.1
6	多摩市	555.0	6	調布市	377.0
7	東大和市	557.5	7	小金井市	386.4
8	日野市	559.5	8	東村山市	391.2
9	国分寺市	571.9	9	東大和市	412.7
10	清瀬市	574.1	10	清瀬市	424.9
11	稲城市	575.0	11	日野市	426.6
12	小金井市	576.3	12	昭島市	433.7
13	東久留米	580.6	13	多摩市	434.9
14	三鷹市	582.1	14	狛江市	435.9
15	狛江市	586.8	15	東久留米	437.1
16	昭島市	592.0	16	武蔵野市	439.1
17	調布市	600.7	17	羽村市	441.3
18	青梅市	604.6	18	八王子市	451.9
19	八王子市	607.4	19	町田市	453.6
20	国立市	638.5	20	福生市	461.7
21	福生市	641.2	21	稲城市	472.7
22	小平市	641.7	22	国立市	473.7
23	武蔵野市	643.2	23	武蔵村山	498.9
24	羽村市	647.1	24	小平市	499.8
25	武蔵村山	666.9	25	青梅市	502.8
26	あきる野市	778.9	26	あきる野市	636.6
26市平均		596.3	26市平均		435.4

(注)網掛けは、平成28年度時点で家庭ごみ有料化を実施していない自治体

(出典) (公財) 東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査(平成28年度統計)」
(平成29年(2017年)10月再発行)より作成

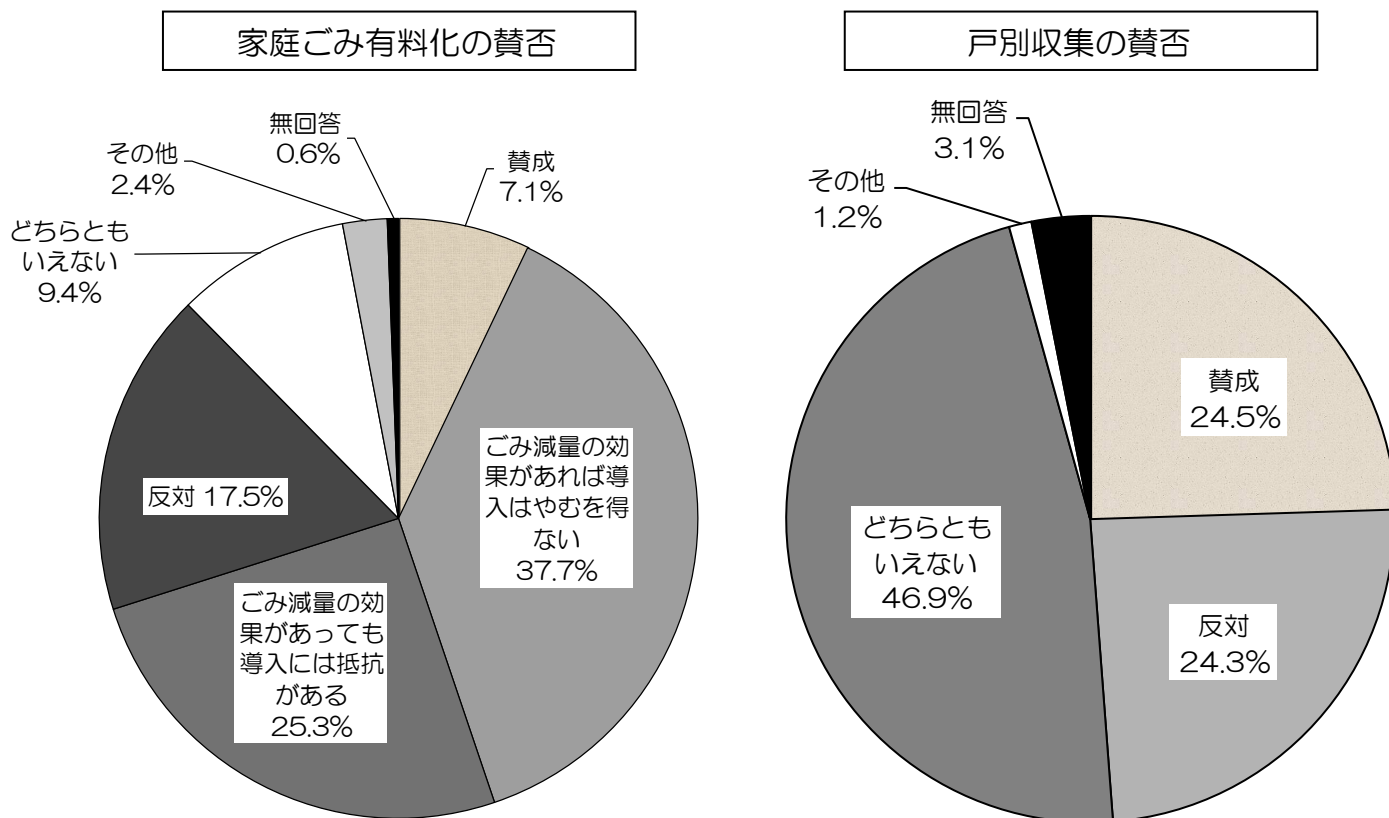
② 戸別収集

家庭からの廃棄物の収集方式としては、多摩地域では、小平市が現在行っているステーション方式が一般的でしたが、近年では家庭ごみの有料化と合わせて戸別収集に移行する例が多数を占めています。

また、現在の収集方式であるステーション方式は、マナー違反のごみが排出された場合に排出者が特定しにくいことや、集積所の設置場所や日々の管理などをめぐるトラブルが発生しやすいといった問題があります。

今回の市民アンケート調査では、「どちらともいえない」が46.9%であったほかでは、「賛成」(24.5%)が「反対」(24.3%)を若干上回るという結果でした。

戸別収集については、ステーション方式に比べて、収集経費の増加や収集時間の遅延、収集車両の増加といったデメリットがありますが、各世帯が排出するごみに責任を持ち、ごみ問題への意識が高まるようになること、高齢者や障がい者などの普段のごみ出しが困難な世帯にとってはサービスの向上となること、道路上の集積所がなくなることで街の美観が向上することなどのメリットがあります。



③ 効率的な収集・運搬体制・分別基準の見直し【新規】

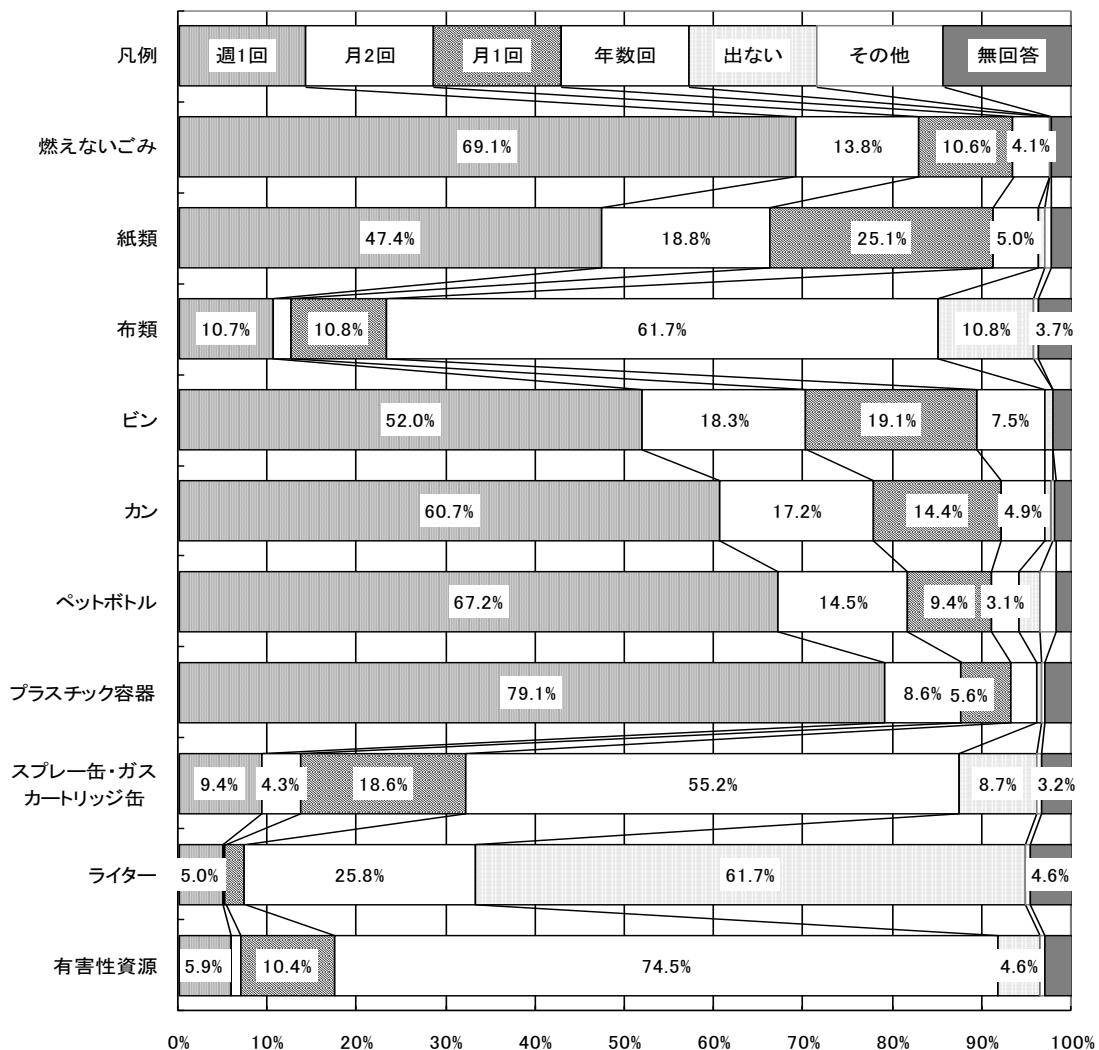
現在、燃えるごみは週2回、燃えないごみ、資源物はそれぞれ週1回の体制で収集を行っています。今回の市民アンケート調査では、ごみ・資源物の排出頻度（実際に排出している頻度）について、紙類や布類などの一部で、「年数回」や「月1回」という、現在の収集頻度より排出頻度の少ない品目が多くありました。

処分方法については、「市のごみ収集」という回答がありましたが、ごみの減量を進めるためには、再生利用（リサイクル）が可能であるにもかかわらず、ごみとして排出されている品目について、資源化を進めることも有効です。

今後、収集効率の向上のため、収集品目や収集頻度などの収集・運搬体制について検討する必要があります。

なお、収集頻度の検討に当たっては、小平・村山・大和衛生組合に搬入している武蔵村山市や東大和市の収集頻度と大きな差異が生じないように収集頻度の適正化を図ります。

ごみと資源物の排出頻度



注) 平成28年度(2016年度)の市民アンケート調査にて、実際にごみと資源物を排出している頻度を調査した結果を記載しています。

第3章 計画理念・目標

1. 基本理念

こつこつ小平 『もったいない』が 根づくまち

私たちが、将来にわたって末永く、快適に、このまち、この地球で暮らしていくため、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」から「循環型社会」への変革に向けて、今後、3Rの推進や廃棄物の適正処理に係る様々な施策を展開していきます。

一方、循環型社会に向けた行動の根幹には、私たちの意識改革も重要です。そのキーワードが「もったいない」です。「もったいない」という言葉には、Reduce、Reuse、Recycleの3Rを表すだけでなく、かけがえのない地球資源に対する Respect (尊敬の念)も込められています。

(3R + Respect = 「もったいない」)

こうした意味での「もったいない」が私たちの意識に根付くことが、循環型社会への真の変革に向けた、息の長い行動のための『カギ』であると考えます。

こうした意識の定着は、なかなか急速には進まないかもしれませんが、市民・事業者が3Rに向けた行動を進めていくことと合わせて、**こつこつと着実に、私たちのまち小平を、「もったいない」が根づくまちにすることが、**将来に向けて大切であるとの認識に立ち、これを本計画の基本理念として掲げます。

2. 施策の基本方針

基本理念の実現により目指す循環型社会への変革に向けて、市が実施する施策は、次の方針を基本として実施していきます。

(1) 廃棄物の発生抑制 (Reduce リデュース)

廃棄物の発生抑制とは、ごみはもちろん資源物も含めた総量の抑制、つまり廃棄物の発生そのものを抑制することです。例えば、事業者はなるべく長く使える物を生産、販売し、市民もこのような物を進んで選択し、容易に廃棄物となる物を生活に持ち込まないなど、社会のあり方の変革を促し、廃棄物の発生を抑制することです。

小平市においても、循環型社会の形成のための第一の方策として、廃棄物の発生抑制を位置付け、取組を推進します。

(2) 再使用の促進 (Reuse リユース)

循環型社会形成のための第二の方策として、物がいったん不用になってしまったとしても、他の市民や事業者への譲渡、交換や、他の目的で再度利用するなど、物が「再使用」されることを促進します。

(3) 再生利用の推進 (Recycle リサイクル)

不用となり、再使用することが難しい物についても、そのままごみとして処分するのではなく、原材料として再生し、利用されることが、天然資源の消費の抑制につながることから、再生利用の推進は依然として重要です。

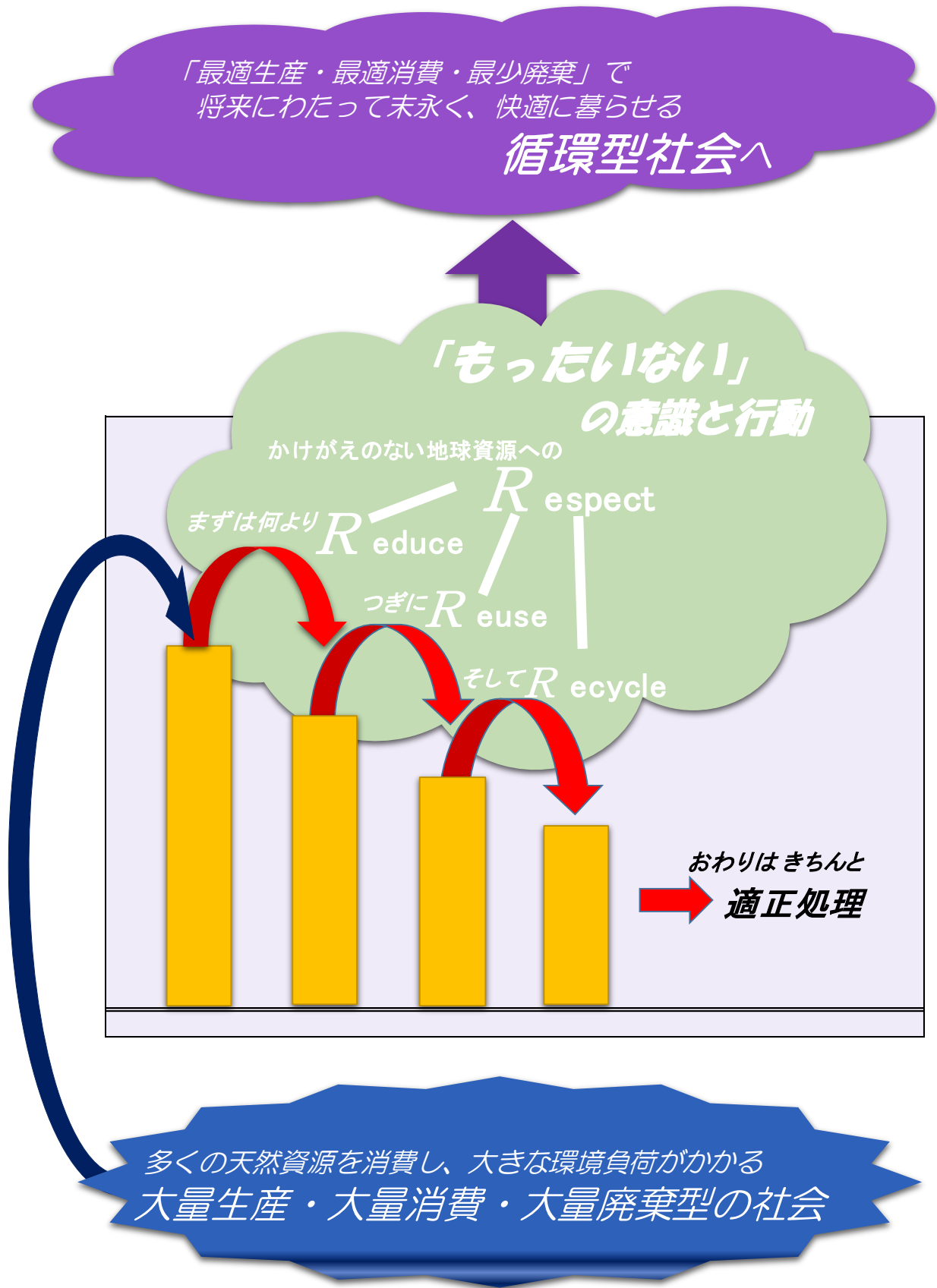
循環型社会の形成のための第三の方策として、再生利用を推進します。

(4) 適正処理の維持・向上

循環型社会の形成のためには、物を廃棄物にしないことが優先されますが、いったん廃棄物として発生したものについては適正に処理しなければなりません。

市民の生活と事業者の活動にとって必要不可欠である安全かつ安定した廃棄物処理の体制を維持するとともに、環境への配慮を優先しつつ、質の高い廃棄物処理を目指します。





3. 数値目標と指標

前計画では、7つの数値目標を設定していましたが、本計画では、重点が明確となるよう、そのうちの「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」を、目標値を設定する指標（数値目標）とし、その他の5つは、今後の本計画の進捗状況管理の指標とします。

また、これらのほか、「温室効果ガス排出量」「市民満足度」も指標としています。

これらの数値目標と指標は、第7章に記載している「計画の運営管理」のPDCAサイクルに活用します。

以下の数式に使用する記号は次のとおりです。

A	「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」収集量
B	「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」持込量
C	資源物収集量及び持込量
D	市が関与する拠点回収
E	集団回収量

(1) 数値目標（目標値を設定する指標）

① 市民一人1日当たりごみ・資源物総量（排出物原単位）

この数値は、市が処理に関与する廃棄物の総量を市民一人1日当たりの量に換算したもので、発生抑制や民間ルートでの再利用（資源物の販売店回収や、リサイクルショップの利用等）の結果として減少します。

本計画の優先課題は、ごみ・資源物ともに発生抑制を図ることであるため、この数値を数値目標として位置づけます。

目標値としては、平成24年度（2012年度）実績比で概ね10%減の690g/人日以下（最終年度）としていましたが、平成25年度（2013年度）からの4年間の減量実績を踏まえ、15%以上減の640g/人日以下（最終年度）とし、その達成に向けて、引き続き、第5章に記載する施策を推進していきます。（資料編 資料6参照）

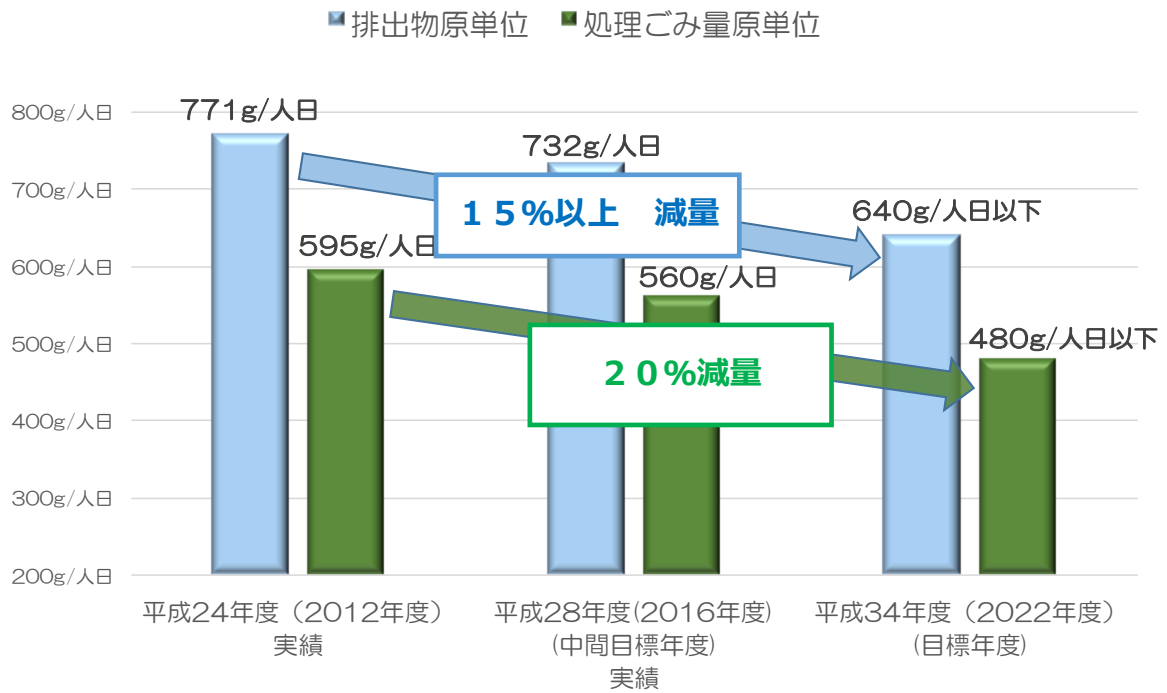
$$\text{排出物原単位(g/人日)} = (A + B + C + D + E) \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$

② 市民一人1日当たりごみ量（処理ごみ量原単位）

この数値は、家庭や事業所から排出されるごみ量の合計を市民一人1日当たりの量に換算したもので、3Rの推進により減少します。ごみの発生抑制とともに資源化品目の拡大と分別の徹底の効果を計る指標となるため、数値目標として位置付けます。

目標値としては、平成24年度（2012年度）実績比で概ね20%減の480g/人日以下（最終年度）とし、その達成に向けて、引き続き、第5章に記載する施策を推進していきます。（資料編 資料6参照）

$$\text{処理ごみ量原単位(g/人日)} = (A + B) \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$



※排出物原単位の目標値については、平成24年度(2012年度)実績比で概ね10%減の690g/人日以下(最終年度)としていましたが、平成25年度(2013年度)からの4年間の減量実績を踏まえ、15%以上減の640g/人日以下(最終年度)とします。(資料編 資料6参照)

数値目標	排出物原単位	処理ごみ量原単位
平成34年度(2022年度)目標値	640g/人日以下	480g/人日以下
平成28年度(2016年度)実績値	731.8g/人日	560.2g/人日
平成24年度(2012年度)実績値	770.6g/人日	594.6g/人日

(2) 毎年度モニター指標(目標値を設定しないが毎年モニターする指標)

① 収集ごみ量原単位

収集量には、家庭ごみと合わせて収集する少量排出事業者のごみが含まれているものの、主に家庭ごみの量であることから、家庭ごみの減量動向を見る指標とします。

$$\text{収集ごみ量原単位(g/人日)} = A \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$

② 持込ごみ量

持込ごみ量は、主に事業所から排出され、収集運搬許可業者を通じて小平・村山・大和衛生組合に持ち込まれる量であることから、事業系ごみの減量動向を見る指標とします。

$$\text{持込ごみ量(t/年)} = B$$

③ 収集時リサイクル率

この数値は、市で行う資源化量（分別収集量及び集団回収量）が増加することにより上昇するため、資源化の推進や資源物の分別徹底の度合いを測る指標となります。ただし、資源物の発生抑制や民間ルートでの再利用が進展すると、この指標は下降します。このため、この指標の上昇が、必ずしも3Rの推進を計るものではないことから、参考指標としての位置づけとします。

$$\text{収集時リサイクル率(\%)} = (C+D+E) \div (A+B+C+D+E) \times 100$$

④ 最終処分量

最終処分場に搬入される焼却灰などの量で、3Rの推進や中間処理の能力向上などにより減少する指標です。

東京たま広域資源循環組合への搬入量 (t)

⑤ 温室効果ガス排出量

廃棄物の処理によって生じる環境負荷を、温室効果ガス排出量によって把握します。

$$\begin{aligned} & \text{市民一人1日当たり温室効果ガス排出量(kg/人・日)} \\ & = \text{温室効果ガス排出量[kg-CO}_2\text{/年]} \div \text{人口} \div \text{年度内日数} \end{aligned}$$

(3) 計画見直し時モニター指標

① 資源物混入率（ごみ組成分析調査による）

ごみに混入して排出される資源物の量を導き出し、分別の度合いを把握する指標とします。

本計画の見直し（改定）の際にごみ組成分析調査を実施し、資源物の混入量を算出します。

② 市民満足度（市民アンケート調査による）

計画の見直し（改定）に当たっては、以後の廃棄物の減量等の施策に対する市民の考え方などを調査するほか、その時点での廃棄物行政に対する満足度を調査し、計画見直しの参考とします。

本計画の見直しの際にアンケート調査を実施し、「ごみの収集」、「ごみの減量や処理の情報公開・提供」、「ごみの減量や処理の小平市の取り組み」、「住んでいる地域の清潔さ」について、5点満点で評価します。

第4章 市民・事業者・市の行動

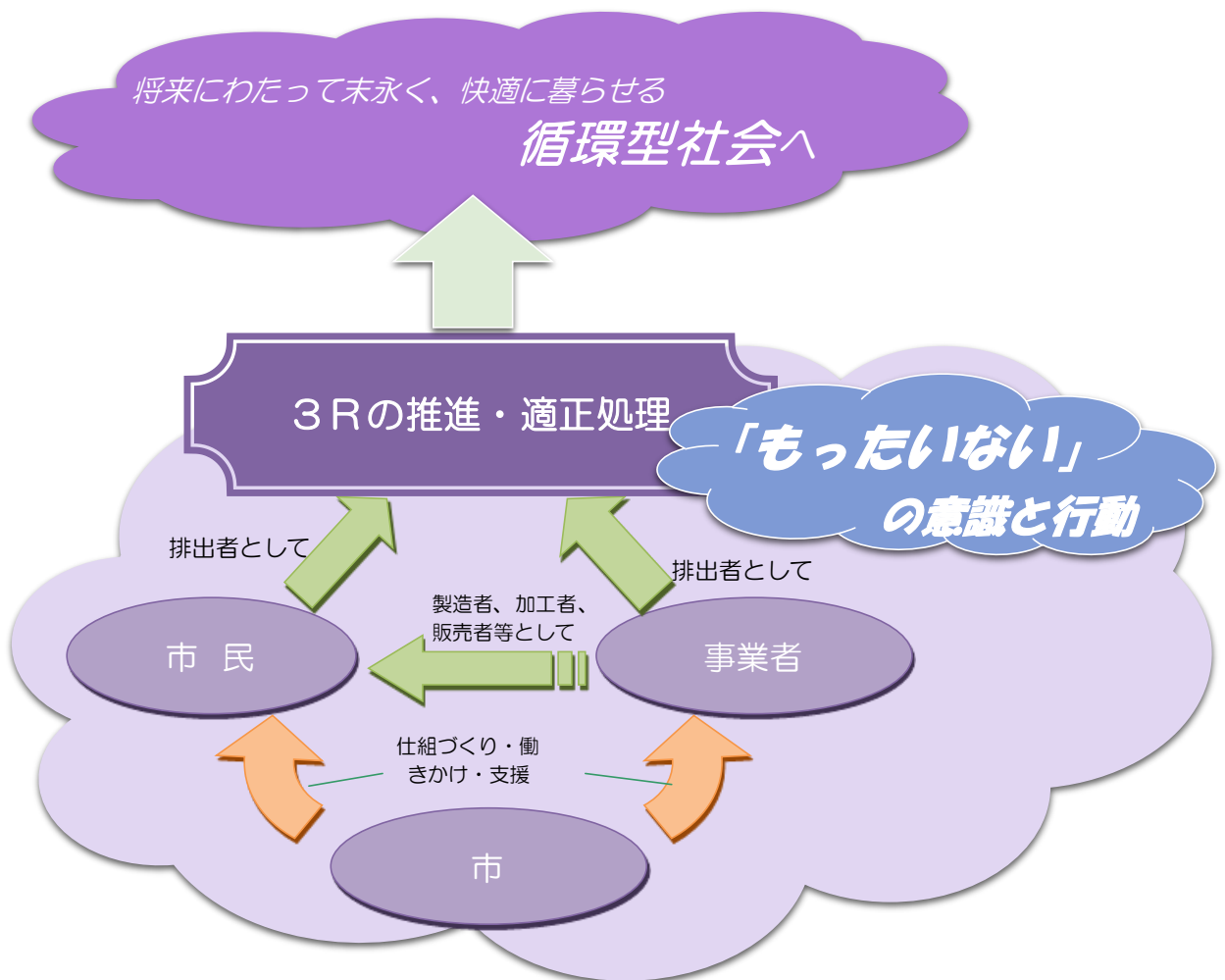
1. 三者それぞれの役割

循環型社会を築くためには、市民は排出者として、物が廃棄物となる前の段階からの取組が求められます。

事業者は排出者としての取組のほかに、物の製造、加工、販売等を行う者として、それぞれの立場においての取組が求められます。

市は、市内の一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、こうした取組が進められるよう、仕組みづくりや働きかけ、支援を行います。そのために実施する施策は、第5章に記します。

※改訂にあたり、追加した行動指針には、【新規】としています。



2. 市民の行動指針

3R、とりわけ、廃棄物の発生抑制に関しては、「容易に不用となる物を家庭に持ち込まない。」等の取組が必要です。

市民は、ごみと資源物の分別の徹底など、適正な処理を心がけることはもとより、一人ひとりが日常生活の中で3Rに取り組むことが求められます。

市民の望ましい行動については、次のように考えられます。

(1) 3Rの推進

- 無駄なものは買わず必要なものだけを買うように心がける。
- 買物の際には、マイバッグなどを持参してレジ袋を受け取らない。また、過剰包装を断る。
- 商品を購入するときは、簡易包装商品・詰め替え商品を選択する。【新規】
- 商品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した商品を選択する。
- 製品などをなるべく長期間使用する。
- 不要になったものは必要な人に譲る。【新規】
- 使える物は、最後まで使い切る。
- リサイクルショップの利用など、不用品の再活用を図る。
- 使い捨て容器はなるべく使わないようにし、マイ箸やマイボトルを利用する。【新規】
- 食物資源（生ごみ）処理機やコンポストなどを利用し、生ごみの堆肥化を進める。
- 集団回収などの市民の自主的な活動に参加し、または協力する。
- プラスチック容器やペットボトル、紙パックなどは、買ったお店の店頭回収を積極的に利用する。【新規】
- 生ごみは、水切りをして量を減らす。【新規】
- 食材は必要な分だけ購入し、調理を工夫して使い切り、残さず食べる。【新規】
- 外食では食べ切れる量を注文する。食べ切れないときは、衛生上問題のない範囲で持ち帰って食べる。【新規】
- ごみを出すときは、資源物を適切に分別する。

(2) 適正処理の推進

- ごみや資源物を出す際には、決められた分別区分や出す時間など、出し方のルールを守る。
- 集積所の清潔保持や街の美化に努める。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。
- 廃家電や粗大ごみなどの処分には、無許可の回収業者を利用しない。【新規】

3. 事業者の行動指針

排出者としての事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するほか、3Rの推進や適正処理の確保に関して市の施策に協力することが求められます。

また、事業者は、拡大生産者責任（EPR）に基づいて、製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等を通じて3Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

事業者の望ましい行動については、次のように考えられます。

(1) 3Rの推進

① 排出者として

- それぞれの業種や規模などに応じて、事業活動における3Rの推進に取り組む。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）にのっとり、食品ロスの削減や食品廃棄物の再生利用等に取り組む。
- 物品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した物品を選択する。
- 物品などをなるべく長期間使用する。
- 廃棄物を排出するときは、再利用の可能な物の分別を行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書を作成する。

② 製造者、加工者、販売者等として

- 長期間使用可能な製品や再生利用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに努める。
- 再生資源などを利用するよう努める。
- 包装、容器等の適正化を図り、発生抑制に努める。
- 再使用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う方策を講じる。
- 市民が商品の購入などをする際に、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要としたり、返却をしたりするときには、その回収などに努める。
- 販売者は、店頭自主回収を積極的に行う。【新規】
- 飲食店は、小盛りメニューを用意するなど、食品ロスの削減に取り組む。【新規】

(2) 適正処理の推進

- 廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。
- 事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、廃棄物の処理業者に適切に処理させる。
- 少量（1日平均10kg未満）排出事業者が市の収集に排出する際には、市指定の有料ごみ処理袋等を使用する。
- 処理に当たっては、再生、破砕、圧縮、焼却、脱水などの処理を適正に行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物の保管場所の設置などを行う。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。

第5章 市が実施する施策

1. 計画（平成25年度（2013年度）策定）の重点施策の取組状況

重点施策	取組状況
(1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上	平成26年（2014年）11月の分別変更に伴い、パンフレット「私のまちのごみと資源の出し方」の内容を見直し、全戸配布しました。また、平成27年（2015年）10月には、スマートフォン・タブレット端末向けに、「ごみ分別アプリ」の運用を開始しました。
(2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）	平成22年度（2010年度）から開始した、生ごみの減量と食物資源としてのリサイクルを目的とした「食物資源循環モデル事業」を拡大し、平成28年度（2016年度）には、目標に掲げていた参加世帯数（1,000世帯）を概ね達成しました。
(3) 容器包装プラスチックの資源化推進	市報や市のホームページなどでの啓発や、マイバッグキャンペーンの実施により、環境に配慮した買い物（容器包装の少ない商品の選択、マイバッグの使用など）を促しました。また、全量容器包装プラスチックの資源化の実現に向けて、小平・村山・大和衛生組合及び構成3市共同で、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備に向けた準備を進めています。
(4) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設については、平成28年（2016年）2月に計画を策定し、稼働に向けて取組を進めています。また、焼却施設については、平成30年（2018年）2月に計画を策定し、稼働に向けて取組を進めています。
(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行	平成29年（2017年）4月に「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行」についての基本方針を、平成30年（2018年）3月には実施計画を策定し、平成31年（2019年）4月からの実施に向けて取組を進めています。

※その他、詳細は、「資料編 市が実施する施策」に記載しています。

2. 重点施策

第2章5で掲げた課題を踏まえ、市民や事業者の取組を求めつつ、計画理念・目標を実現することを目指して、市は、次の施策に重点的に取り組みます。

※改訂にあたり、追加した施策には、【新規】としています。

(1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上

循環型社会の形成のためには3Rや適正処理が基本であり、その実現のため、さまざまな市民の学習や啓発活動を継続的に行うことなどによって、前章に掲げた行動の実践など、市民生活や事業活動の見直しを促します。

- 市報やホームページ、ごみ分別アプリを通じた啓発を積極的に行います。
- 分別などの説明会、廃棄物関連施設の見学会や、こだいら環境フェスティバルなどのイベントを通じて、3Rに関する理解の促進を図ります。
- 収集日や出す時間を守るといった基本的なことから、ごみ問題に対する市民の関心の度合いに応じた啓発を図ります。
- 特に子どもの頃からの意識付けが重要であることから、キッズページ(市ホームページ内)の充実など子ども向けの啓発の強化を図るとともに、学校などでの環境学習・環境教育の充実のための支援を行います。
- ごみと資源物の出し方パンフレットを、市民の協力を得て、よりわかりやすいものとし、全戸配布します。
- 外国人向けの外国語版ごみと資源物の出し方パンフレットを作成します。
- 資源の循環が推進されるよう、再生資源を利用した製品やエコマーク付の商品の利用など、グリーン購入についても呼びかけを行います。
- スマートフォンなどの新たな媒体を活用した、啓発・情報提供について検討します。
- 新しく取り組む事業などについては、報道各社に積極的に情報提供を行い、マスコミを通じたPRの実施を図ります。
- 啓発においては、「生きカエル」や「ヘラスンジャー」などのマスコット・キャラクターのいっそうの活用を図ります。
- 容器包装プラスチックや雑がみの分別の徹底のため、イベントや分別説明会、広報紙などを活用し、正しい分別の啓発を実施します。【新規】
- 雑がみの適正排出については、チラシによるPRを実施するとともに、更なる啓発の強化を図ります。【新規】
- ごみ減量のアイデアなどを募集し、その内容を市報やホームページで広く紹介することによって、自主的なごみ減量を支援します。【新規】

これらの施策は、最終目標年度まで引き続き、検討・実施します。



(2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）

燃えるごみの多くの割合を占める生ごみについて、発生の抑制と再生利用の推進により、一層の減量を進めます。

食物資源循環モデル事業は、平成28年度（2016年度）までに、参加世帯を概ね1,000世帯までに拡大し、資源循環の仕組みを確立したことから、平成29年度から「食物資源循環事業」として本格実施しました。

- 食物資源循環事業については、平成31年度（2019年度）まで事業規模を維持しながら実施し、効果的・効率的な食物資源のリサイクルの手法を検討します。
 - 同事業の経過と結果を踏まえ、より良い手法について検討を進め、食物資源リサイクルの充実と定着を図ります。
 - 集めた食物資源のリサイクルの手法については、現在の民間施設での堆肥化に加えて、他の実施可能な手法を研究します。
 - 食物資源由来の堆肥の利用については、今後も、公園、公共施設の花壇、農園等での使用、環境学習での活用を図ります。
 - 生ごみの自家処理の支援のために、食物資源（生ごみ）処理機器の購入費補助制度の継続、食物資源堆肥化講習会やダンボールコンポストの講習会を市民と協力して実施します。
 - ごみとして出す際の水切りを徹底し、ごみの減量を啓発します。
- 

- ☑ 食物資源循環事業については、家庭ごみ有料化、戸別収集への移行までの期間は、現状の事業規模を継続し、並行して事業費用や実施方法の見直し、および事業の拡充について検討します。
 - ☑ その他の事業については、継続して実施するとともに、充実を図ります。

(3) 食品ロスの削減の推進【新規】

食品ロスとは、まだ食べることができるのに捨てられてしまっている食品のことです。食品ロスについて、発生の抑制と再利用の推進により、一層の減量を進めます。

- 平成28年度（2016年度）のごみ組成分析調査の結果より、多くの未利用食品がごみとして出されている実態を踏まえて、特に「もったいない」を強くアピールして、広報するほか、平成27年（2015年）3月からイベントやリサイクルきゃらぼんにより「フードドライブ※」活動を行っており、今後も継続して行います。

※フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体、フードバンクなどに寄付する取組のことです。フードバンクなどから、様々な理由で食べ物に困っている施設や人に届けられます。



- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※と連携し、30・10（さんまる・いちまる）運動など食べきり運動の普及、啓発を行います。

※全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会とは、平成27年（2015年）11月福井県において「3R推進全国大会」を開催し、「食べきり運動など食品ロス削減に取り組む自治体間のネットワークを作成して、継続的な情報共有と取組の拡大を図ること」について参加自治体で合意されたことを受け、このことを推進するために平成28年（2016年）10月に設置された協議会です。
- 外食産業から出る食品ロスの削減を推進するため、食べ残し削減に取り組む飲食店を協力店として認定し、市からも広報を行うなど、市内飲食店に働きかけ、サポートを行い、連携を図ります。

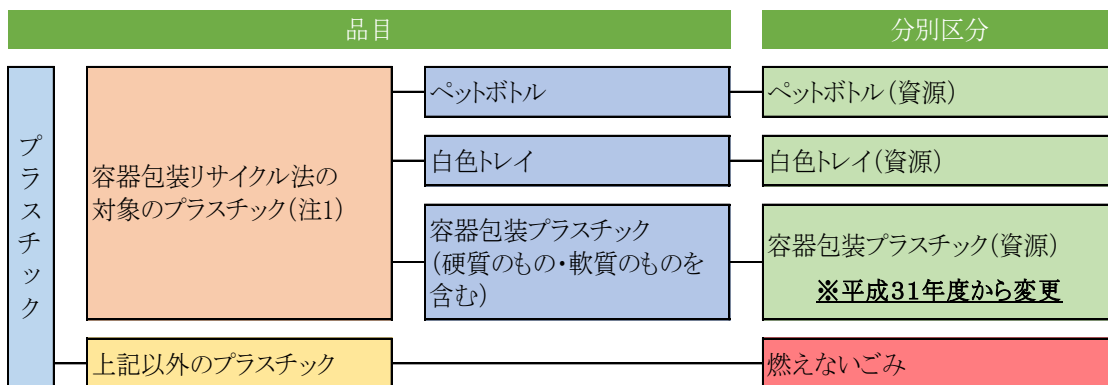
☑ これらの施策は、最終目標年度まで引き続き、検討・実施します。

(4) 容器包装プラスチックの資源化推進

資源化の推進や分別のわかりやすさの向上などを図るため、現在、資源化対象品目とすることができていない軟質の物も合わせた、全量容器包装プラスチックについて、資源化に取り組みます。

- 現在、小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市とともに検討を進めている3市共同資源化事業の枠組の中で、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備を図ります。
 - 合わせて、発生抑制のための方策として、市民に対しては、購入時に容器包装の少ない商品を選択すること等、スーパーなどの小売店に対しては、はかり売りの実施等と呼びかけ、消費の段階からの減量に取り組みます。
- ☑ 当初の予定より遅れが生じている小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の稼働は、平成31年度(2019年度)を予定します。
 - ☑ 現在、プラスチック容器の処理を行っている小平市リサイクルセンターでは、現状を超えた資源化品目の処理ができません。このため、全量容器包装プラスチックの資源化は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の稼働に合わせて実施します。

全量容器包装プラスチックの資源化後のプラスチック製廃棄物の分別区分(イメージ)



注1) 容器包装リサイクル法の対象のプラスチックとは、商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものです。

(5) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

地方自治体の責務として、環境衛生の維持の面からも、市民生活や事業活動から日々出される廃棄物を、中断なく、適正に処理を続けることができるよう、処理体制の整備を進めます。整備に当たっては、日頃から多大なご理解とご協力をいただいている近隣の住民をはじめ、広く市民の理解を得られるよう、十分に配慮していきます。

① 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備

- 小平・村山・大和衛生組合で、平成26年(2014年)9月に策定した「3市共同資源化事業基本構想」及び平成28年(2016年)2月に策定した「(仮称)3市共同資源物処理施設整備実施計画」に基づき、構成市である武蔵村山市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と連携した3市共同資源化事業の枠組の中で、施設の整備を進めます。

取扱品目は、ペットボトル及び全量容器包装プラスチックとします。

平成31年度(2019年度)に稼働する予定です。

施設種類	容器包装リサイクル推進施設
施設の名称	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設
処理能力	23 t/日
対象品目	容器包装プラスチック、ペットボトル
設置予定地	東大和市桜が丘2丁目122番地の2
整備年度	平成28年度(2016年度)～平成30年度(2022年度)

② (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の整備(更新)

- 小平・村山・大和衛生組合で、平成26年(2014年)9月に策定した「3市共同資源化事業基本構想」及び平成29年(2017年)3月に策定した「(仮称)不燃・粗大ごみ処理基本計画(改訂版)」に基づき、他の構成市及び小平・村山・大和衛生組合と連携した3市共同資源化事業の枠組の中で、施設の整備(更新)を進めます。
- 手選別コンベア設置により、小型家電の資源化や危険物・有害物の除去をします。

平成32年度(2020年度)に稼働する予定です。

施設種類	マテリアルリサイクル推進施設
施設の名称	(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設
処理能力	28 t/日(予定)
対象品目	不燃ごみ・粗大ごみ
設置予定地	小平市中島町2番2号
整備年度	平成29年度(2017年度)～平成31年度(2019年度)

③ (仮称) 新ごみ焼却施設の整備 (更新)

- 小平・村山・大和衛生組合で、平成27年(2015年)8月に作成した「今後の施設整備の在り方についての報告書」及び平成30年(2018年)2月に策定した「(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、他の構成市及び小平・村山・大和衛生組合と連携して、施設の整備(更新)を進めます。
- (仮称)新ごみ焼却施設は、資源化の推進などによるごみの減量を踏まえ、将来ごみ量に応じた適切な規模としつつ、発電等の余熱利用設備を設け、環境に十分配慮した施設とします。

平成37年度(2025年度)を目途に稼働予定です。

施設種類	エネルギー回収型廃棄物処理施設
施設の名称	(仮称)新ごみ焼却施設
処理能力	236 t/日(予定)
設置予定地	小平市中島町2番1号
整備年度	平成32年度(2020年度)～平成39年度(2027年度)

④ 小平市リサイクルセンターの更新

- ペットボトルと容器包装プラスチック以外の資源化品目については、小平市リサイクルセンターの更新を進めており、平成31年度(2019年度)の稼働に向けて、設計、建設を行っています。
- 更新に当たっては、現在、リプレこだいらで実施している粗大ごみからの家具類の再生販売のほか、市民が自ら不用品を持ち込んで、その品物を必要とする方に譲渡できる場などの設置を検討しています。

小平市リサイクルセンターの施設更新を考える場合、現在のペットボトル・プラスチック容器処理ラインを運転停止(撤去)できる時期が、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の稼働を待たなくてはなりません。そのため、この施設の稼働までは検討期間とし、稼働の後に、具体的な整備に取り掛かるものとします。

(6) 家庭ごみ有料化の実施・戸別収集への移行等

家庭ごみ有料化の目的を、①意識の変化によるごみの減量や3Rの推進、②負担の公平性の確保、③ごみ処理にかかる経費の削減とし、実施に向けた検討を進めます。実施に当たっては、市民に処理費用の負担を受け入れていただけるよう、十分な周知、問題意識の共有などを図ります。

また、排出者の明確化（排出者の特定が容易となること）によって家庭ごみ有料化の実効性と効果を確保するための方策として、戸別収集へ移行します。

① 家庭ごみ有料化の実施

- 家庭ごみの有料化については、ごみを出す市民が、資源物の分別徹底により、ごみ処理費用の負担を軽減できるための条件整備が必要であることから、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化を前提として考えます。
- 家庭ごみ有料化の実施に際しては、廃棄物減量等推進審議会での審議などの市民参加の手法を用いて、目的の達成に効果的であるばかりでなく、ルールのわかりやすさや守りやすさなどにも配慮した家庭ごみ有料化の制度を検討し、実施計画を策定しました。
- 有料化の対象から除外すべきごみを、性質などに応じて適切に設定することのほか、資源物についても、発生抑制を図るため、燃えるごみ・燃えないごみより低額な手数料を設定します。
- 家庭ごみ有料化に向けた検討の進捗に応じて、検討内容や実施案などを適宜公表して、市民意見の聴取に努めます。

☑ 家庭ごみの有料化は、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化とともに平成31年(2019年)4月からの実施に向けて取組を進めます。

② 戸別収集への移行

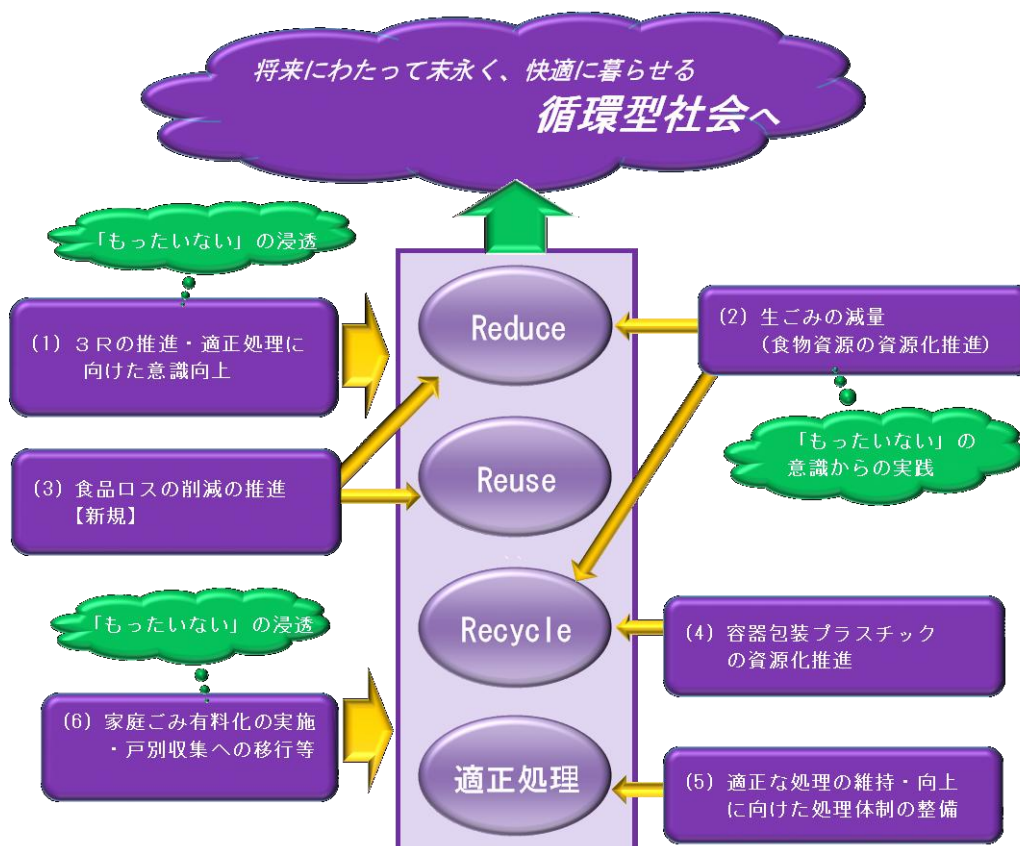
家庭ごみ有料化の際には、排出者責任が明確になるとともに、道路上の集積所の廃止による街の美観向上や、超高齢社会等への対応として、高齢者や障がい者などの普段のごみ出しが困難な世帯へのサービス向上なども見込まれる戸別収集方式へ移行します。

☑ 戸別収集は、家庭ごみ有料化と合わせて平成31年(2019年)4月から実施します。

③ 効率的な収集・運搬体制・分別基準の見直し【新規】

- 家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行にあたり、収集効率の向上のため、収集の頻度や地区割り、分別基準を見直します。
 - 収集頻度については、現在は燃えるごみは週2回、燃えないごみ、資源物はそれぞれ週1回の体制で収集を行っていますが、多摩地域26市では多くの市が、燃えないごみや資源物の収集頻度について、より少ない頻度での収集を行っています。特に、小平・村山・大和衛生組合に搬入している武蔵村山市や東大和市の収集頻度と大きな差異が生じないように、適正化を図ります。
 - 収集地区割りについては、現在は東地区と西地区の2つの地区に分けていますが、各処理施設への搬入量や搬入する車両の台数の日による偏りをなくし、平準化を図るため、5地区に細分化します。
また、各地区ごとの収集日カレンダーを作成し、全戸配布します。
 - 分別基準については、全量容器包装プラスチックの資源化に伴い、現在は燃えるごみに分別している容器包装プラスチックのうちの軟質のものの分別変更を行います。
- ☑ 効率的な収集・運搬体制・分別基準の見直しは、家庭ごみ有料化と合わせて平成31年(2019年)4月から実施します。
- ☑ 拡大生産者責任に基づいて製造事業者や販売事業者(スーパー、薬局など)との協働を推進します。

重点施策により見込まれる主な効果



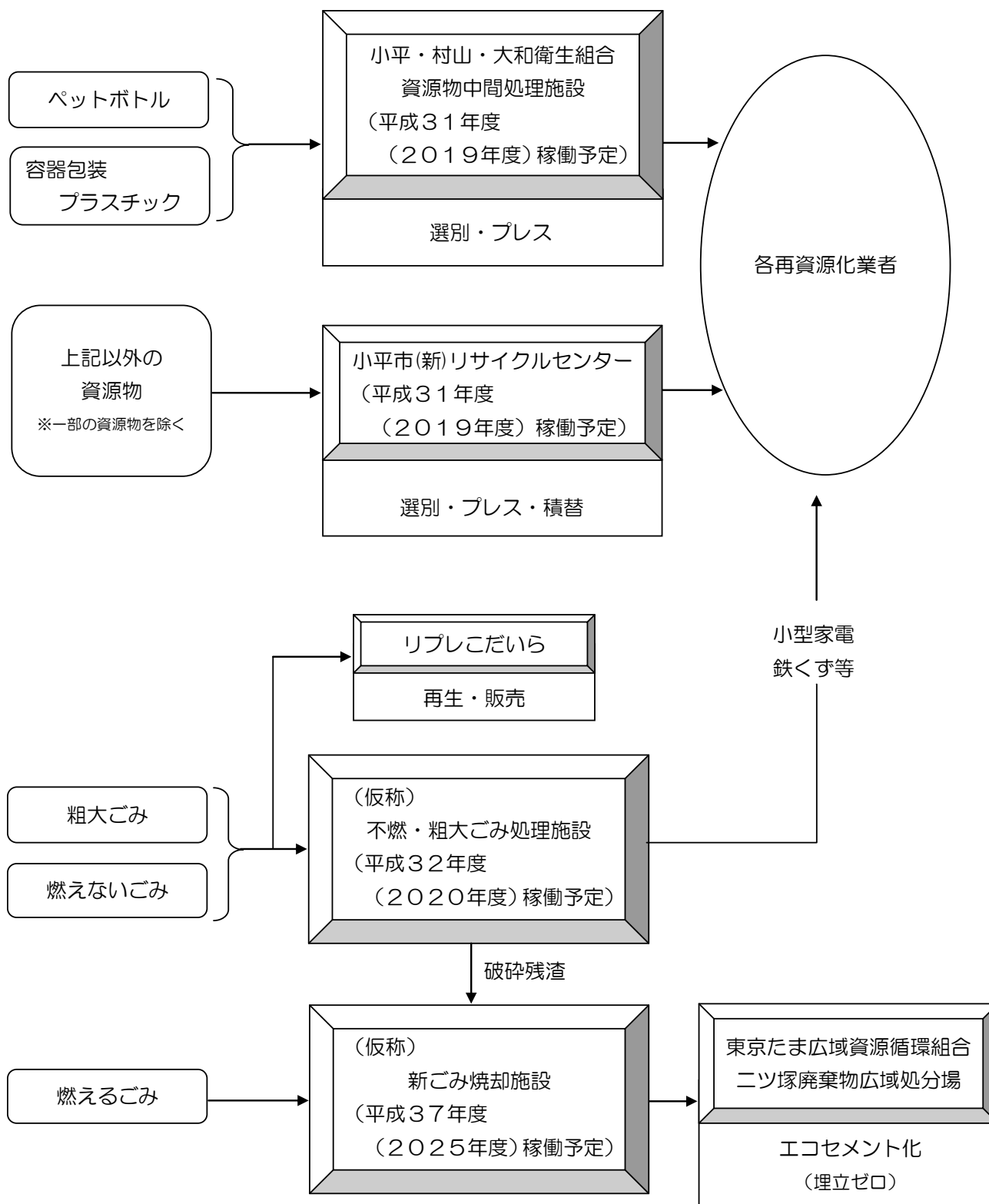
重点施策の実施スケジュール一覧



注1) この図は、(5)①「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備」の「稼働」を、平成31年度(2019年度)として、これに連動する他の施策の実施スケジュールの概略を図示したものです。

注2) 【新規】及び下線は、今回の改訂にあたり、追加・変更した内容です。

平成31年度（2019年度）以降のごみと資源物の処理の流れ（概要）



3. 計画（平成25年度（2013年度）策定）の個別施策の取組状況

個別施策	取組状況
(1) 3R推進施策	<p data-bbox="659 369 999 405">小型家電リサイクルの実施</p> <p data-bbox="659 456 1430 817">イベント回収、日時・場所を定めての拠点回収（リサイクルきゅらばん）を年に6回のペースで実施し、啓発を行っています。また、市役所、東部・西部市民センター、市内図書館6か所の合計9か所に回収ボックスを設置しました。さらに、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者（リネットジャパン株式会社）と協定を締結し、小型家電の宅配便による自宅回収サービスについて案内を開始しました。</p> <p data-bbox="659 869 970 904">陶磁器リサイクルの実施</p> <p data-bbox="659 956 1430 1149">イベント回収と日時・場所を定めての拠点回収を実施し、順調に推移しています。拠点回収では、新たな回収場所での回収や、休日回収を行ったことにより、市民の利便性の向上を図りました。</p> <p data-bbox="659 1200 1337 1236">スプレー缶・ガスカートリッジ缶・ライターのリソース化</p> <p data-bbox="659 1288 1430 1480">平成26年（2014年）11月より、スプレー缶・ガスカートリッジ缶等に係る、排出時（穴あけ）、収集・処理時の事故（爆発・火災）の防止を目的に、スプレー缶・ガスカートリッジ缶、ライターのリソース化を開始しました。</p>
(2) 適正処理の維持・向上施策	<p data-bbox="659 1541 1430 1682">適正排出指導として、不適正な分別や不法投棄に対して、警告シールの貼付や、ごみと資源の出し方パンフレット等の投函により、排出ルール徹底を図っています。</p> <p data-bbox="659 1733 1430 1821">不法投棄対策として、毎年6月と12月に、不法投棄監視パトロールを廃棄物減量等推進員と協働して行っています。</p>
(3) 災害廃棄物対策	<p data-bbox="659 1877 1430 1964">災害廃棄物処理計画を策定し発災後のごみやがれきの処理体制を確立します。</p>

※その他、詳細は、「資料編 市が実施する施策」に記載しています。

4. 個別施策

市は、重点施策のほか、次の施策を通じて、計画理念・目標の実現を目指します。

※改訂にあたり、追加した施策には、【新規】としています。

(1) 3R推進施策

① 3R推進のための市内小売店舗の取組の促進

3Rを推進するためには、物が廃棄物となる前の消費（購入）の段階からの事業者（小売店舗）の取組と、市民による活用が必要です。

- ばら売り、はかり売りなどによる未利用食品の発生抑制や、過剰な包装、容器等の削減、マイバッグ持参の推進（レジ袋対策）などを、販売の段階から推進するほか、店頭での資源物の自主回収などを促進するため、市内小売店舗の取組状況を把握するほか、これらに貢献する取組を行うことについての認定制度などの手法を検討します。
- 市内小売店舗の取組内容について、廃棄物減量等推進員と協働で各店舗へのアンケート調査を実施し、公表しています。今後も、市民が利用しやすい手法や、情報内容の充実を図ります。

② 不用品交換、リサイクルショップ、レンタルサービス等の情報提供

市で行っている「生活用品リサイクル情報コーナー」のほか、民間のリサイクルショップ、古書店、古着屋などを活用することで、リユースの促進が図られるとともに、レンタルサービスなどの活用によって発生抑制を図ることもできます。

- 紙での掲示で行っている「生活用品リサイクル情報コーナー」について、ホームページ上の掲載も行い、画像の閲覧も可能としました。引き続き、市民の利便性の高い手法を検討します。
- 民間のリサイクルショップ、レンタルサービスなどについて、現在、小平商工会が運営するこだいらネットを通じて情報提供を行っており、今後も、市民への情報提供の更なる充実を図ります。

③ 集団回収の促進

集団回収は、平成24年度（2012年度）以降、年々減少しています。地域の自治会などが、行政を経由することなく資源物の自主的な回収を行う集団回収は、地域コミュニティの醸成の場としての意味も含めて、引き続き行政回収に優先するものと位置づけます。

- 集団回収の促進に向けて、集合住宅や自治会に対して実施の働きかけを行います。
- 集団回収を実施する事業者の登録制度導入の検討を含め、資源回収団体補助制度の内容の見直しを行います。

④ 小型家電リサイクルの促進

平成25年（2013年）4月に小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が施行され、携帯電話、デジタルカメラをはじめとする使用済み小型家電から、金や銅などの有用金属や、レアメタルを回収し、再資源化することが可能となっています。



- 平成25年度（2013年度）のこだいら環境フェスティバルにおいて試行的に回収を実施した小型家電リサイクルについて、引き続き、リサイクルきゃらばん（拠点回収）、イベント回収を実施するほか、市内公共施設に設置した拠点回収ボックスや宅配便による自宅回収サービスの利用を促進します。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト※」の参加を契機に、小型家電回収の普及、回収量の増加を目指します。

※「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」とは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、東京2020大会時の入賞メダル制作において、入賞メダルの原材料を、携帯電話などの小型家電から抽出されるリサイクル金属を活用することによって調達して実施する、国民参画型のプロジェクトです。

- 今後の小平・村山・大和衛生組合の（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の整備（更新）において、小型家電の手選別工程の追加により、さらなる小型家電の資源化を実施します。

⑤ 陶磁器リサイクルの促進

平成23年度（2011年度）の事業開始以来、イベント回収と日時場所を定めての拠点回収を実施し、回収量は順調に推移しています。

- 今後も、リサイクルきゃらばん（拠点回収）、イベント回収による、現在の回収方式をベースとして継続実施しつつ、拠点回収については、より利便性の高い回収場所を検討します。



⑥ せん定枝リサイクルの実施

庭木などのせん定枝は、平成23年（2011年）の原子力発電所の事故を受け、国から落ち葉やせん定枝の使用の自粛要請があったため、チップ化したせん定枝の使用を中止していましたが、平成28年（2016年）9月より、食物資源循環事業と連携し、再資源化事業者へ搬入し、放射性物質検査を実施後、安全性を確認できた堆肥としてリサイクルしています。

- 引き続きせん定枝のリサイクルを実施するとともに、他のリサイクルの手法についても研究します。
- 流通の自粛要請の解除を待って、公共施設や農家などでの活用を進めます。

⑦ その他の品目の資源化の検討

現在資源化できていない品目について、他の自治体ですでに資源物として収集している品目（園芸土など）があるほか、現時点では資源化を見込むことができない品目についても、今後の状況の変化に応じて資源化を検討します。

- 陶磁器食器やこれ以外の陶磁器製品、ガラス製品、廃食油、園芸土について、小平市リサイクルセンターでの常時回収によるリサイクルの実施を検討します。

⑧ 小平・村山・大和衛生組合の構成3市共同の取組【新規】

構成3市共同で、分別区分や事業系一般廃棄物の手数料等を見直し、啓発を行います。

- 排出される廃棄物の分別区分を構成3市で統一し、共同で啓発を行うことにより分別収集を推進し、廃棄物の再生利用を促進します。
- 事業系一般廃棄物の持込手数料を構成3市共同で見直します。
- 事業系の持込ごみの抜き打ち調査を強化します。

⑨ 資源物の持ち去り行為対策

市による回収のために集積所に出された古紙などの資源物を、市の委託業者以外の者が無断で持ち去る行為が発生しています。

このことを受けて、市では条例を改正し、平成25年（2013年）4月1日から集積所に出された資源物の持ち去り行為を禁止し、同年7月1日からは、罰則規定も施行となりました。

その後、業界団体と協働でGPSの追跡調査を実施し、持ち去り資源の搬入を確認した事業者に対して指導していますが、持ち去り行為は未だに発生しています。

- 持ち去り行為に対する職員パトロールや、廃棄物減量等推進員と連携した資源物持ち去り行為監視月間の監視活動を引き続き実施するほか、警察署や自治会など地域関係団体との連携について検討します。

⑩ 事業系廃棄物対策（3Rの推進）

市で発生する廃棄物（一般廃棄物）の多くは家庭からの物ですが、事業所から排出される事業系一般廃棄物についても3R推進の取組が求められます。

- 大規模事業者に対しては、事業用大規模建築物の所有者による廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画書の提出や、廃棄物管理責任者の選任をもとに、3R推進の取組を求めます。
- 中小の事業者に対しては、商工会など事業者団体と連携しながら、取組を求めます。

⑪ 事業者の取組の促進（拡大生産者責任による適正処理の推進）【新規】

拡大生産者責任の考えに基づき、事業者との連携を強化し、協力体制の構築を図ります。

- 市内の事業者（小売店舗等）に対して、資源物の店頭自主回収をはじめ、レジ袋や過剰包装の削減、ばら売りやはかり売りなど3R推進に向けた取組の実施に向けた働きかけを行います。
- 3R推進に向けた取組を行う事業者（小売店舗等）の認定制度や市民へ広く広報する仕組みを検討します。
- 超高齢社会に対応するため、関係機関（薬剤師会等）と連携しながら、在宅医療廃棄物などの適正な処理を行います。

⑫ 市の一事業者としての取組の推進

市は、一事業者として、市民や事業者に取組や連携を求めるに当たり、その模範とならなければなりません。

- 「小平市第二次環境基本計画」に掲げる、図書館資料のリサイクルや、市役所本庁舎、市立小学校や市立保育園の食物資源（生ごみ）処理機で生成される食物資源一次処理物の資源化等を引き続き実施します。平成22年（2010年）3月に策定した「第二次エコダイヤ・オフィス計画」に基づき、外部施設を含めて市が行うすべての事務・事業において、廃棄物の減量等を進めます。

(2) 適正処理の維持・向上施策

① 適正排出指導・不法投棄対策

分別や収集日などのごみの出し方のルールに反する不適正な排出や不法投棄は、廃棄物の適正な処理のほか、街の美観の維持においても重要な問題です。

- 廃棄物減量等推進員による排出指導や不法投棄監視活動、職員による個別の指導等を引き続き実施します。
- 不適正な分別など、排出ルールが守られない集合住宅については、管理会社を通じた排出指導等も合わせて行い、改善を図ります。

② 事業系廃棄物対策（適正処理）

事業系一般廃棄物についても、適正処理の確保のため、排出ルールの徹底などの対策が必要です。

- 収集運搬許可業者等を通じて処理される多量排出事業者については、小平・村山・大和衛生組合での搬入物調査において、分別等の実態を把握し、不適正な排出に対しては、収集運搬業者を通じて指導するほか、必要に応じて直接指導を行います。
- 市が、家庭廃棄物と合わせて収集している少量排出事業者については、有料ごみ処理袋等の利用を徹底するほか、不適正な排出に対しては家庭廃棄物と同様に排出指導を行います。
- 事業系一般廃棄物の持込手数料を構成3市共同で見直します。

(3) 災害廃棄物対策

震災等の発生後は、大量のがれきが発生することが見込まれるほか、家庭や避難所等からは生ごみ等も発生することが見込まれます。応急対策や復旧・復興を円滑に実施するため、また、特に生ごみ等は、地域の衛生環境の維持のため、早急な処理が必要となります。

- 災害廃棄物処理計画を策定し、発災後のごみやがれきの処理体制を確保します。

5. 今後の廃棄物処理体制

今後の廃棄物の処理については、これまでに掲げた施策と合わせて、次の体制で行います。

(1) 収集運搬

市民生活や事業活動から生じる廃棄物を、生活環境に支障が生じないように、適正かつ円滑に収集運搬する必要があることを踏まえ、以下のとおりの体制とします。

- 市で行う収集運搬については、環境保全の重要性や廃棄物処理の公共性を十分に認識し、業務の確実な履行を重視したうえで民間委託を行うことにより、これまでと同様に、適切かつ円滑に実施します。
- 市が収集しない多量排出事業者などの廃棄物については、市が許可する収集運搬許可業者等により収集運搬するものとし、市は、引き続き許可に関する業務を行います。

(2) 中間処理

市で行う廃棄物（ごみ・資源物）の中間処理については、施設整備（更新）を進めながら、以下のとおり処理を行います。

- ごみの中間処理は、小平・村山・大和衛生組合において行うものとします。
- 資源物の中間処理は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備等を進めながら、小平市リサイクルセンター等において、現状の処理体制で行います。

(3) 最終処分

小平・村山・大和衛生組合における中間処理によって生じる焼却残さについては、今後も処分場の適正な管理・運営に市としても貢献しながら、東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場での最終処分を行うものとします。

- 市としての各施策の実施のほか、小平・村山・大和衛生組合での中間処理段階における資源化の拡大など、最終処分量の削減に努めます。
- 処分場への搬入廃棄物の適正化を維持します。
- 公共工事でのエコセメント製品の利用などを通じて、エコセメント事業を支援していきます。
- 埋立ゼロ※を目指します。

不燃ごみ・粗大ごみ破砕残さの一部は、二ツ塚廃棄物広域処分場（最終処分場）に埋め立てています。しかし、最終処分場に廃棄物を搬入する自治体は4自治体に過ぎず、うち、3自治体が小平・村山・大和衛生組合の構成市です。そのため、構成3市及び小平・村山・大和衛生組合と共同して、埋立ゼロを目指します。

※埋立ゼロとは、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の整備（更新）により、燃えないごみ及び粗大ごみについて、小型家電、危険物・有害物を除去後、破砕し、鉄・アルミを選別した後に残る破砕残さを小平・村山・大和衛生組合で焼却処理することです。これにより、破砕残さの二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立は行わないこととします。

6. 市民参加と協働

施策の決定や実施に当たっては、市民・事業者への情報提供や参画、協働などを図ります。

(1) 市民参加

市の廃棄物に関する施策の決定や実施に当たっては、市民・事業者への情報提供を行うとともに、市民参加を図り、意見を把握して、適宜反映することが必要です。

- 市の施策の方向性や、重要事業の内容に関しては、幅広い分野からの市民・事業者により構成される廃棄物減量等推進審議会に審議などを求め、より良い施策のあり方などを検討します。
- 必要に応じて、パブリックコメント、市民説明会などを実施します。

(2) 市民・事業者との協働

市民や事業者とのコミュニケーションを充実し、協働により施策を実施することで、市単独で実施するよりも柔軟かつ効果的な施策実施が期待できます。

① 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、「クリーンメイトこだいら」を愛称に、地域の集積所の分別指導やパトロールなどを主な役割とし、このほか市との協働事業として、マイバッグキャンペーンや不法投棄監視ウィーク、資源物持ち去り行為監視月間における監視活動を実施しています。



- 地域に根ざした廃棄物減量等推進員の特性を生かしながら、活動の継続と充実を図ります。

② 市民団体等

市が活動に関与する団体のほか、独自に活動を行っている市民団体等も、協働の相手方となります。

- 状況に応じて、協働による事業を検討します。

第6章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理状況

市内の公共下水道普及率は100%に達しており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。

しかし、やむを得ない事情により水洗化できない一般家庭の汲み取り式便所や仮設トイレのし尿、浄化槽の汚泥等については別途処理を行っています。

① 収集運搬

し尿については、市が民間委託により収集運搬（汲み取り）を行っており、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬しています。

② 処理

小平市は、昭和40年度（1965年度）に、し尿及び汚泥の処理を目的として湖南衛生組合※に加入しています。

※湖南衛生組合は、昭和36年度（1961年度）から、当地でし尿処理を開始し、現在、小平市、武蔵野市、小金井市、東大和市、武蔵村山市の5市で共同運営する組織です。

その後、湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の敷設の進展とともに減少し、現在では最盛期の2割程度の稼働にまで減少しています。

一方、施設の老朽化も進んできており、処理量の減少と併せて、効率的な施設運営を図るため、平成20年度（2008年度）に、前処理希釈方式（最も簡易な処理方式で、し尿等のきょう雑物を破碎して除去した後、下水道放流基準値まで希釈して下水放流する方式）による、処理能力6kl/日の施設に改修しました。

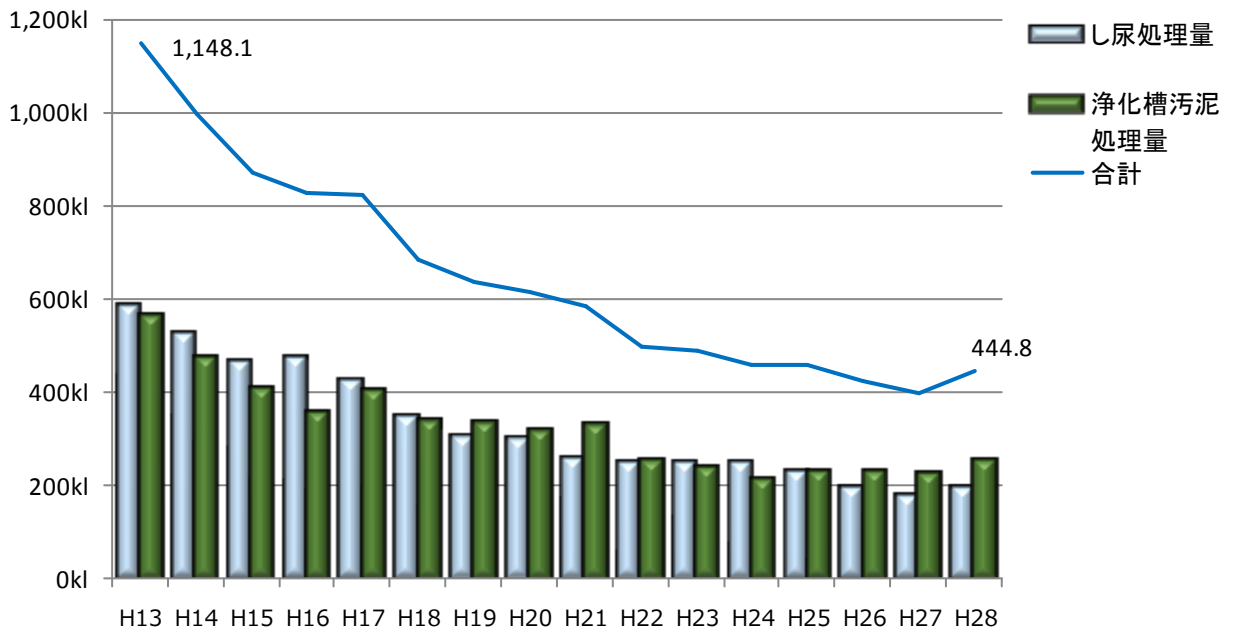
また、公共下水道へ全面的に切り替わるには相当の期間を要することから、引き続き、組織市で共同処理を行うため、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2017年度）にかけて、湖南衛生組合総合整備事業（53ページ参照）を進め、施設を更新しました。

名称	湖南衛生組合
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
敷地面積	29,994㎡

(2) し尿などの処理量

処理量はこれまで減少を続けてきており、平成13年度（2001年度）の1,148klに対して、平成28年度（2016年度）では444.8klでした。

今後も下水接続に伴いし尿の処理量は減少が見込まれるものの、工事現場やイベント用の仮設トイレについては今後も残存するものと考えられます。



2. 今後の取組

- 公共下水道に未接続の家庭に対しては、引き続き接続を促すとともに、今後も一定規模での残存が見込まれる仮設トイレ等のし尿について、適正に処理することができるよう、収集運搬と処理の体制を維持します。

※ 湖南衛生組合総合整備事業

- 湖南衛生組合では、引き続き、し尿の共同処理を行うため、処理量に見合った新処理施設等の整備、不用施設の解体・撤去及び土地の有効活用を目的として実施しました。
- 新処理施設は、前処理希釈方式により整備し、新処理施設、設備等については、処理量に見合った小規模な設備を集約してコンパクトに配置しました。
- 不用となる区域は、地元市である武蔵村山市まちづくり方針との整合を図り、優良な戸建て住宅地として整備を行いました。
- 本整備事業で行う新処理施設等の建設、不用施設の解体・撤去及び土地の処分・活用に係る費用等については、多額の費用が必要であり、組織市が新たに分担金として費用を負担することは困難なため、民間活力を活用し、不用施設の解体・撤去、新処理施設の建設を、土地の処分代金で行う、「処分竣工型土地信託」という事業手法で行いました。

第7章 災害廃棄物処理計画

1. 総論

(1) 計画の目的

大規模な震災や台風等の巨大な風水害が発生した場合、多量に発生する災害廃棄物を迅速・安全に処理する必要があります。このために、小平市は、災害廃棄物処理計画（第7章において「本計画」という。）を策定することとしました。

災害廃棄物の処理にあたっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要となります。

本計画は、災害に有効な対策及び取組等が講じられるよう、常に点検・見直しを図り、地域での取組と連動し、実効性のあるものに高めていくこととします。また、これらの取組を通して災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努めていきます。

(2) 計画の対象

① 対象とする災害

対象とする災害を大震災及び巨大な風水害とします。

なお、火山灰については、広域的な処分を含め、震災等に準じて処理します。

② 対象業務

災害廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分を対象とします。

なお、災害規模によっては、被災建物の解体・撤去作業も対象に追加することがあります。

③ 対象とする災害廃棄物

災害発生に伴い、平常時に排出されるごみと異なる対応が必要となる災害廃棄物を対象とします。対象となる災害廃棄物の種類は次のとおりです。

廃棄物の種類	概要
生活ごみ	被災した住民の排出するごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く）
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
片付けごみ	一部損壊家屋から排出される家財道具（粗大ごみ等）
解体ごみ	被災建築物の解体撤去で発生するごみ ・コンクリートがら ・木くず ・金属くず ・可燃物 ・不燃物 ・適正処理困難物等
し尿	被災した家屋から発生するし尿、避難所から発生するし尿
水害廃棄物	水害により発生する廃棄物

④ 想定災害

想定される災害は次のとおりです。

項目	内容	
種類	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	立川断層帯地震
震源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.3	マグニチュード7.4
震源の深さ	約20km～35km	約2km～20km

※巨大な風水害により大量の災害廃棄物が発生した場合は、震災に準じた取り扱いをします。

⑤ 発生量の予測

● 地震










平成24年東京都防災会議によると、多摩直下地震での災害廃棄物発生量は約62万トン、立川断層帯地震での災害廃棄物発生量は約63万トンと想定されています。

項目		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物区分		棟数(棟)	
揺れによる 被害棟数	全壊	2,083	2,322
	半壊	4,121	4,261
	合計	6,204	6,583
火災による 被害棟数	焼失	4,826	4,364
	合計	4,826	4,364

想定地震	災害廃棄物発生量合計(t)
多摩直下地震	620,000
立川断層帯地震	630,000

※多摩直下地震による多摩地区全体の災害廃棄物発生量は、1050万トンと想定。
(東京都災害廃棄物処理計画)

(参考) 災害廃棄物の種類 (分別後の写真)

<p>コンクリートがら</p>		
<p>木くず</p>		
<p>金属くず</p>		
<p>可燃系混合物</p>		
<p>不燃系混合物</p>		

出典：東京都災害廃棄物処理計画

(3) 災害廃棄物対策の考え方

① 基本方針

災害廃棄物処理に関し基本方針を定めます。

基本方針

計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。
リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の運搬や処理にあたっては、周辺の生活環境へ影響がないように進める。
衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。
安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者への安全の確保を徹底する。
経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

② 基本的事項

● 災害廃棄物の処理主体

本市で発生した災害廃棄物の処理は、ごみについては、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設、資源については小平市リサイクルセンター、し尿については、湖南衛生組合の処理施設で処理を行うことを基本とします。災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市及び各組合のみで処理することが困難な場合は、他市町村等及び民間事業者からの支援を要請します。

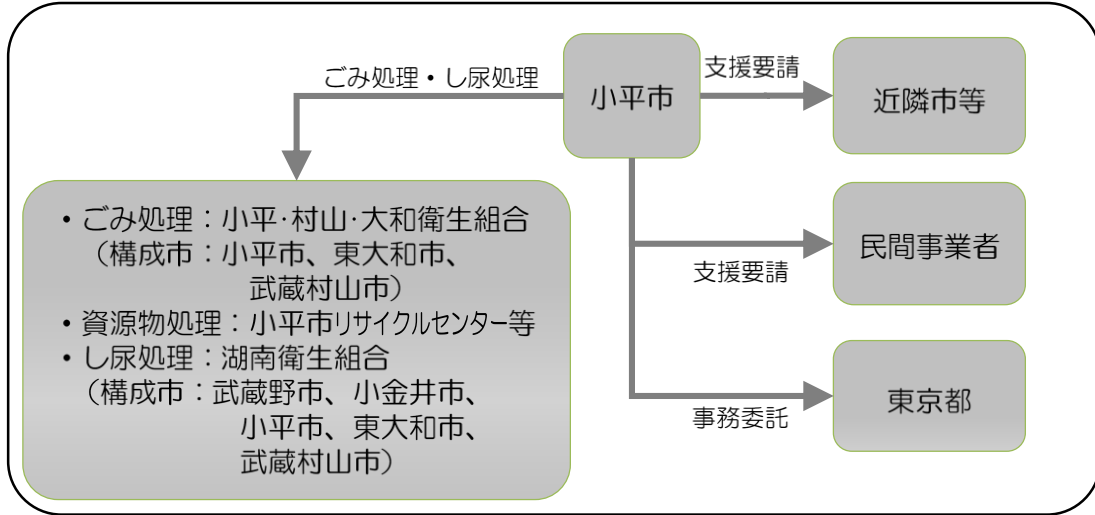
なお、災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、地方自治法第252条の14第1項に基づき、都への事務委託を行うものとします。

また、支援団体となる場合は、被災した他市町村等の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理等の支援を行います。

※地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第二百五十二条の十四

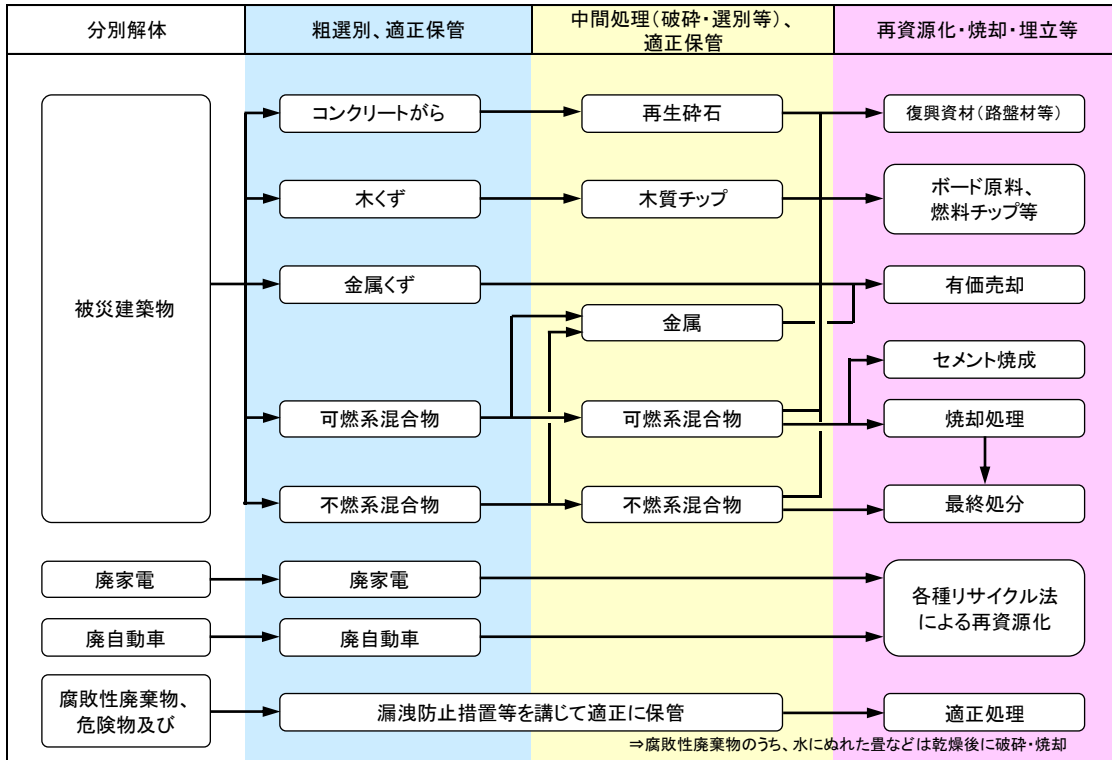
普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。



※し尿については、清瀬水再生センター（東京都清瀬市）への搬入も想定しています。

● 災害廃棄物処理の流れ

主な災害廃棄物の標準処理フローは次のとおりです。



● 災害廃棄物処理の進め方

災害廃棄物の処理にあたり、取り組むべき事項を次のとおり整理します。

項目		概要
(1) 災害予防 (被害抑止・被害軽減)	①組織と役割分担	発災時における組織とその役割分担を定めます。
	②関係団体との連携	国や東京都、各組合、他市町村、民間事業者等との連携体制を構築します。
	③災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備	本計画の内容をふまえて、実際の発災時の行動を定めた、小平市災害廃棄物対策マニュアル（以下、「対策マニュアル」という。）を整備します。 （災害廃棄物発生量の推計方法、仮置場の選定・設置・管理方法、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量や処理方法等を定めます。）
(2) 初動期 (発災後1か月まで)	①初動対応の命令	小平市災害対策本部の決定により、小平市災害廃棄物対策本部（仮称）が設置され、発災後に甚大な被害が想定された場合、小平市災害廃棄物対策本部長（環境部長）は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行することを宣言します。
	②仮置場の設置	災害廃棄物発生量や廃棄物の種類を正確に把握します。また、仮置場の必要面積を算定するとともに、仮置場を選定・設置します。さらに、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量を算定するとともに処理を推進します。
(3) 応急対応期 (前半3か月・後半1年)		引き続き災害廃棄物処理を推進します。また、小平市災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）を策定するとともに処理進行管理を進め、災害廃棄物の迅速で適正な処理を推進します。
(4) 災害復旧・復興期		引き続き災害廃棄物処理を推進します。また、復旧・復興が進展する状況を見ながら仮置場の用地を返還する手続きを始めます。

③ 各組合、他市町村、東京都等との連携体制構築

本市は、武蔵村山市と東大和市とともに、小平・村山・大和衛生組合を設置し、3市から収集した廃棄物の焼却処理等を行っています。また、発生した焼却灰等について、東京たま広域資源循環組合において最終処分等を行っています。

し尿については、湖南衛生組合を設置し、5市で共同処理を行っています。

このため、大量に発生する災害廃棄物を処理するにあたっては、処理に関係する各組合、武蔵村山市、東大和市等の他市町村や東京都との連携体制を構築していきます。

2. 災害廃棄物対策

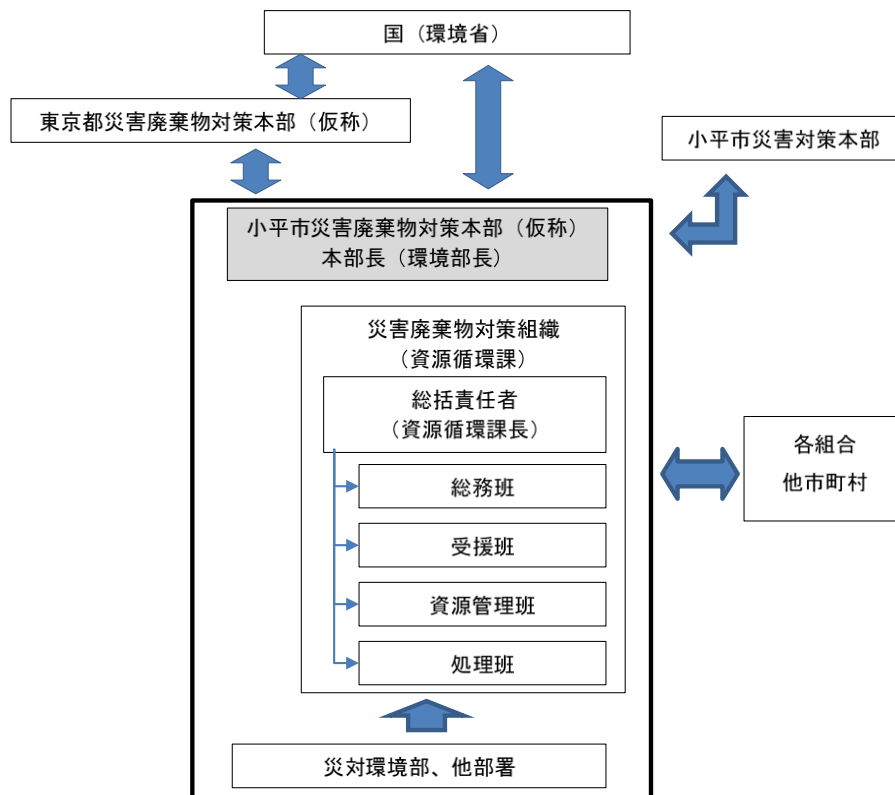
(1) 災害予防（被害抑止・被害軽減）

① 組織体制と役割分担

- 組織体制

東京都と本市でお互いに役割分担が明確になるよう、今後、発災時における共通の組織体制を構築し、円滑なコミュニケーションがとれるようにします。

組織体制の例は次のとおりです。小平市災害廃棄物対策本部（仮称）は、小平市災害対策本部の決定により設置し、廃棄物関連部署のみならず、他部署を含めた幅広い範囲から組織することを検討します。



● 役割分担

役割分担の例は次のとおりです。

担当		分担業務
1	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理 ・ 職員参集状況の確認、人員配置 ・ 災害対策本部との連絡 ・ 廃棄物等対策関連情報の集約 ・ 被災状況等の情報収集 ・ 相談・苦情の受付 ・ 都及び他市町村等並びに関係団体等との連絡、調整 ・ 支援の要請及び受入れの連絡調整 ・ 災害発生時の対策マニュアルの策定 ・ 実行計画の策定と見直し
2	受援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の被害状況の確認 ・ 協定内容の確認（協定先への連絡） ・ 支援の要請
3	資源管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の設置準備・設置 ・ 仮置場の運用及び周辺環境対策 ・ 仮置場への搬入許可事務 ・ 災害廃棄物の再利用・資源化、処理・処分対策 ・ 住民への広報
4	処理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小平・村山・大和衛生組合ごみ処理施設の被災状況の把握 ・ 小平市リサイクルセンターの被災状況の把握 ・ 上記処理施設が使用不能の場合における、他市町村等の代替利用可能な施設の確保 ・ 小平・村山・大和衛生組合との連絡調整（被災状況等以外の情報の交換） ・ 災害廃棄物の発生量の推計 ・ 避難所ごみ発生量の推計 ・ 排出ごみ収集運搬業務の管理
	し尿処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南衛生組合等の被災状況の把握 ・ 上記処理施設が使用不能の場合における、処理及び他市町村等の代替利用可能な施設の確保 ・ 湖南衛生組合等との連絡調整（被災状況等以外の情報の交換） ・ し尿収集量の推計 ・ 仮設トイレ（マンホールトイレ）設置計画の策定 ・ し尿の収集、運搬、処分能力確保 ・ 仮設トイレの設置、維持管理、撤去
	収集・運搬対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小平市清掃事業協同組合等の現況把握 ・ 収集運搬能力の確保 ・ 収集・運搬業務の指示 ・ 災害廃棄物の発生状況の把握 ・ 災害廃棄物の撤去の指示 ・ その他発災時の廃棄物収集・運搬に必要な事項

● 職員の訓練

発災時に本計画を有効に活用するとともに、災害廃棄物の処理の核となる人材を育成するため、継続的な教育を行います。

② 関係団体との連携

● 武蔵村山市、東大和市、小平・村山・大和衛生組合との連携

小平・村山・大和衛生組合と当該組合の構成市である武蔵村山市、東大和市とともに、災害廃棄物に関する協議を進め、連携体制を構築します。

想定される連携内容は次のとおりです。

- ・一次仮置場の共有
- ・二次仮置場の共有
- ・災害廃棄物に含まれる資源及び処理困難物の共同処理等

● 他市町村や民間事業者との協定

本市では、他市町村や民間事業者との廃棄物処理業務や資機材等の貸与、避難所等での生活必需品の供給に関する協定を締結しています。発災後はこれらの協定に基づき物資の供給を要請することとします。

● 災害ボランティア活動の支援体制づくりの推進

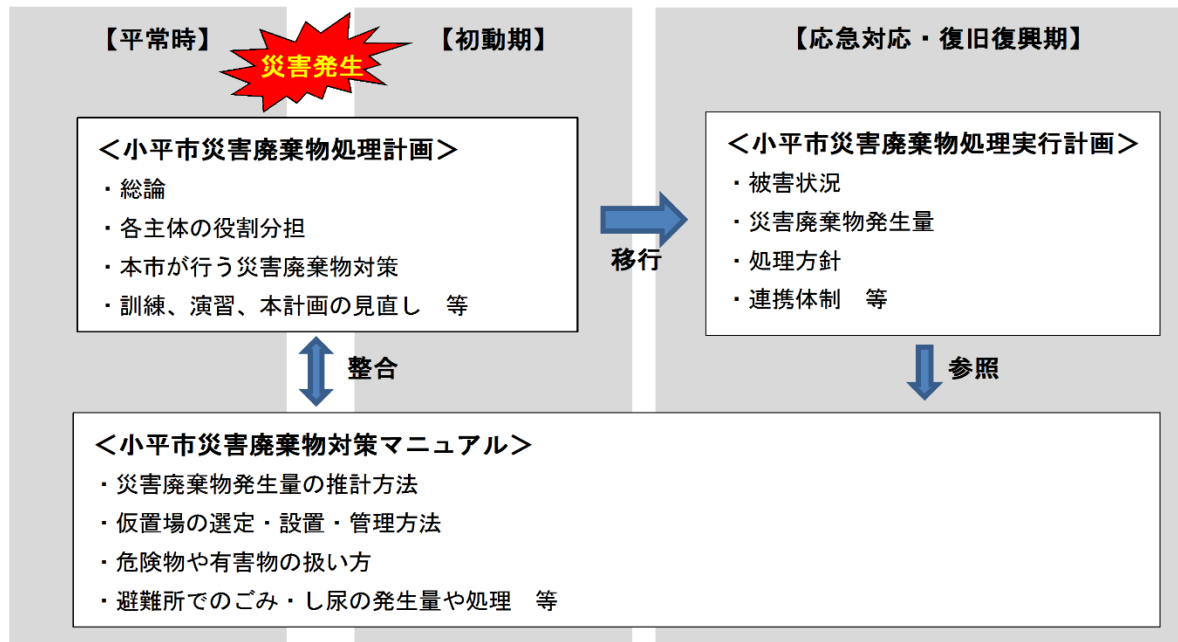
発災時のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、小平市社会福祉協議会等や都との連携を強化するとともに、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していきます。

災害ボランティア活動には様々な種類があり、廃棄物・資源循環にかかわるものとしては、災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し、貴重品や思い出の品等の整理・清掃等があげられます。

③ 対策マニュアルの作成、整備

本計画の内容をふまえて、実際の発災時の行動を定めた、対策マニュアルを整備する必要があります。対策マニュアルには、災害廃棄物発生量の推計方法、仮置場の選定・設置・管理方法、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量や処理等、具体的に記述します。

対策マニュアルの位置づけは次のとおりです。



(2) 初動期[発災後約1ヵ月まで]における対応

① 初動対応の命令

小平市災害対策本部の決定により、小平市災害廃棄物対策本部（仮称）が設置され、発災後に甚大な被害が想定された場合、小平市災害廃棄物対策本部長（環境部長）は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行することを宣言します。

初動対応の命令が発令された場合、速やかに災害廃棄物対策組織体制に移行します。また、災害が特に甚大で広域である場合は、広域的な災害廃棄物処理体制に移行するよう都及び協定締結自治体と連絡を取り合います。

② 仮置場の設置

災害廃棄物の大量発生が予想される場合は、仮置場を設置する必要があります。発災時には被災状況を直ちに把握したうえで、関係機関と調整し、仮置場の選定を速やかに行います。

項 目		概 要
緊急仮置場	役割・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時の収集が出来ない場合やごみ集積所の利用が困難な場合、その体制が整うまでの緊急措置として設置する。 ・原則、被災者（支援ボランティアを含む）が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場とする。 ・被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数ヶ月間に限定して受け入れる。 ・路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一次仮置場が整備されるまでの間は、必要に応じ本市による搬入も行う。
	搬入・分別の基本方針（原則）	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時、ごみ集積所へ搬出できるもの及び「粗大ごみ」を受け入れる。 ・平常時の分別区分による搬入が困難な場合は、可能な限り次に区分による搬入とする。 〈可燃物、不燃物、家電、畳、タイヤ、その他粗大、有害・危険物〉
	設置時期・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後数日以内に設置 ・住民の片付けが終わるまでの数ヶ月間設置
一次仮置場	役割・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・主に本市の委託業者や家屋解体事業者等が搬入する。災害廃棄物の前処理(粗選別等)を行い、二次仮置場や中間処理施設へ積み替える拠点としての機能を持つ。 ・被災現場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業により粗選別を行う。 ・被災者が直接、災害廃棄物を搬入することも可能とする。 ・二次仮置場整備や搬入状況により、順次廃止する。
	搬入・分別の基本方針（原則）	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去した建物から発生する廃棄物及び緊急仮置場に持ち込まれた廃棄物を受け入れる。 ・損壊家屋等の災害廃棄物は、災害発生現場で可能な限り分別を行い搬入する。 〈処理困難物、家電4品目・パソコン、コンクリートがら、金属くず、木くず、可燃物、不燃物、可燃・不燃混合物〉 ・個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理するまで一時保管を行う。
	設置時期・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後数週間以内に設置 ・災害廃棄物処理が完了するまで設置
二次仮置場	役割・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場での処理が不十分である場合や一次仮置場の能力が不足している場合、必要に応じて設置する。 ・各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。 ・再資源化された資源物を保管する機能を持つ。 ・二次仮置場は甚大な被害が発生し、多量の災害廃棄物が発生した場合に設置するもので、他市町村等との広域での設置を検討するとともに、二次仮置場、仮設破碎機・仮設焼却炉等の設置を都に委託することも検討する。
	搬入・分別の基本方針（原則）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急仮置場及び一次仮置場で収集された廃棄物を受け入れる。 ・主に一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理(破碎・選別、焼却等)する。 ・仮設破碎機・焼却炉等の設置する場合がある。
	設置時期・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後数ヶ月以内に設置 ・中間処理された再生資材を全て搬出するまで設置

● 選定にあたっての留意事項

仮置場の選定にあたって留意すべき事項は次のとおりです

考慮事項	留意点
主に平常時に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要 ・ 仮置場候補地選定の優先順位としては、市有地、国や都などの公有地、民有地の順で選定 ・ 運搬ルート確保及び搬入・搬出の容易性 ・ 周辺に学校、病院、避難所等がない広大な敷地を有しており、新たに開発する面積が少ない場所 ・ 災害時の他用途との整合（避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、消防機関の野営地等との競合）
主に発災後に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用期間 ・ できる限り被害が大きい地域への配置 ・ 二次災害の防止

● 仮置場候補地リストの作成

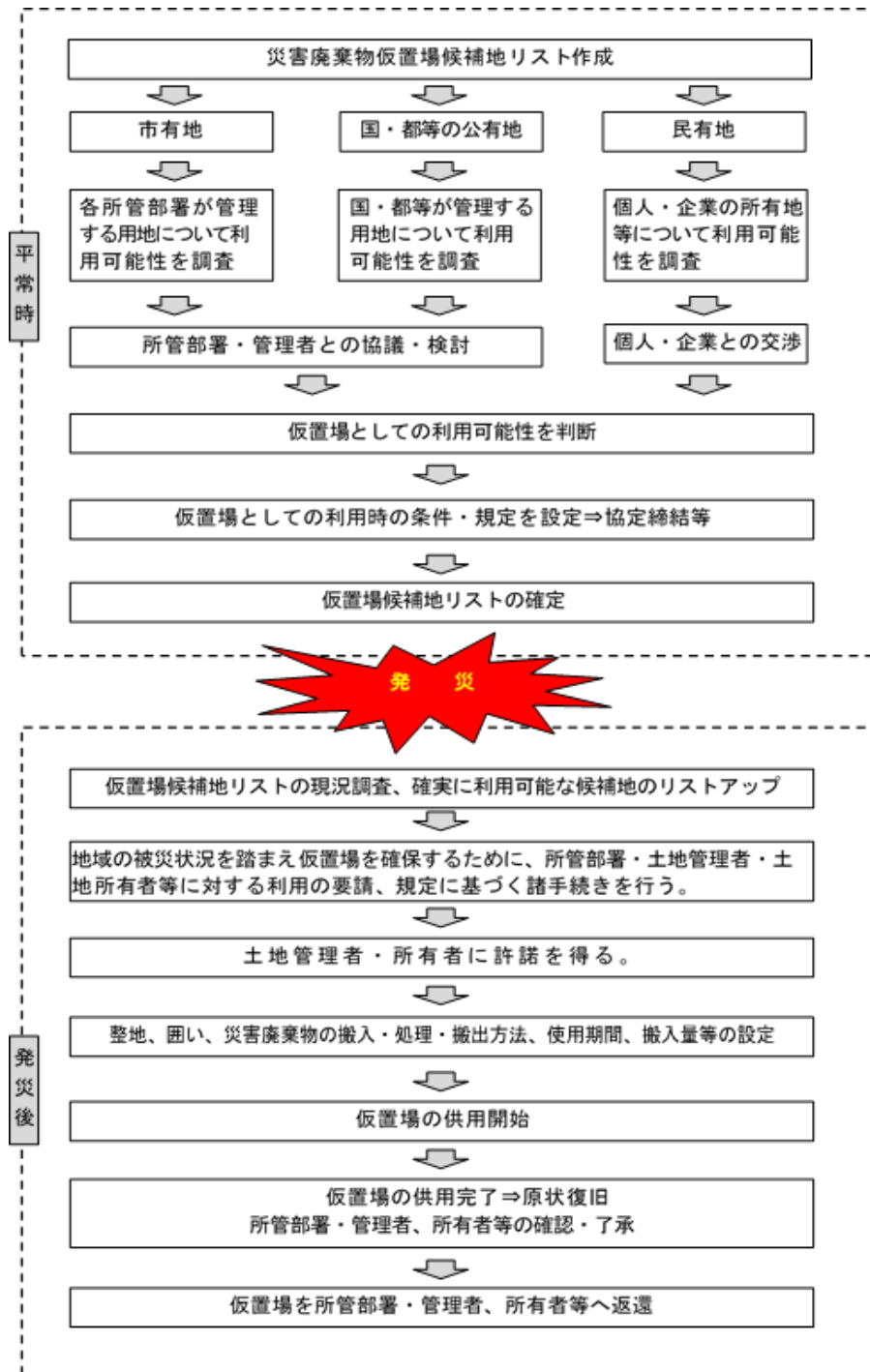
平常時において、市有地や国・都等の公有地、民有地についての利用可能性調査、協議・検討、交渉等を行った上で、仮置場としての利用の可否を判断します。その上で、仮置場としての利用時の制約や使用規定等を設定し、関係者と仮置場使用に関する協定の締結等を行い、仮置場候補地のリストを作成し、各所管部署等の関係者に周知します。なお、仮置場の選定は、市有地や国・都等の公有地を中心に検討を行いますが、必要面積を確保できない場合等には、やむを得ず、民有地を借地することがあります。そのため、貸借契約、使用途中の立会い及び返還等について、あらかじめルールを定めておきます。

● 他市との連携

小平・村山・大和衛生組合の構成市である武蔵村山市、東大和市とともに、共有する仮置場の選定について協議をします。

● 仮置場の選定～返還までのフロー

復旧・復興が進展する状況を見ながら仮置場の用地を返還する手続きを始める必要があります。用地を返還の流れを以下に示します。



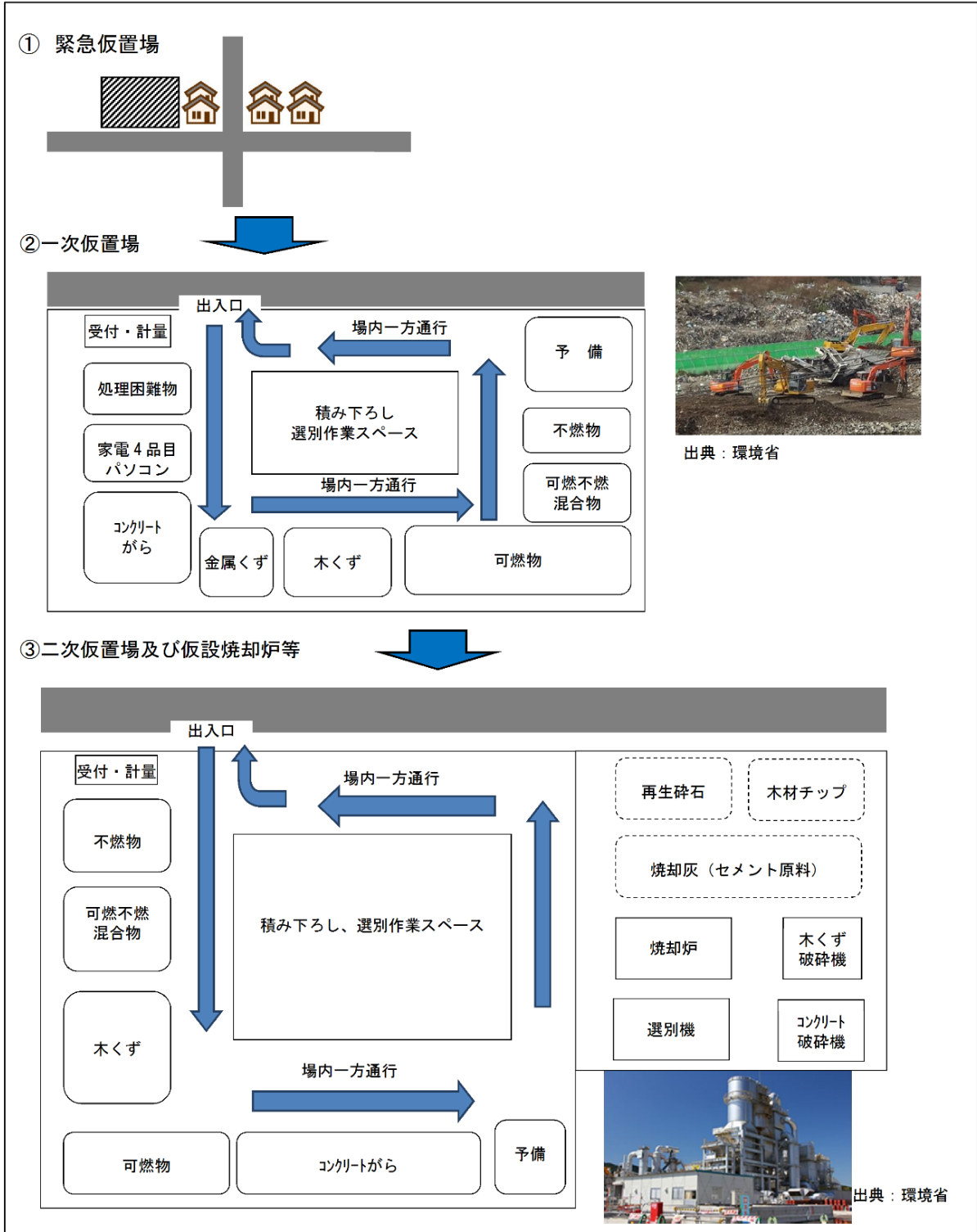
● 仮置場選定地の確定

発災後、被災状況に応じ、災害廃棄物の発生量を推計し、仮置場の必要面積の算定や必要箇所数等を検討します。また、仮置場候補地リストと地域の被災状況をふまえた現況調査を行い、利用可能な候補地について可能な限りリストアップします。リストアップした候補地について、関係部署・管理者、所有者等に利用に関する要請や規定、協定に基づく諸手続きを行い、仮置場選定地を確定させます。その後、災害廃棄物の搬入・処理・搬出方法や使用期間、搬入・搬出量等の設定を行い、仮置場の供用を開始します。

● 仮置場のレイアウト例

発災後に仮置場のレイアウトを決定します。災害の状況や災害廃棄物の発生量、仮置場の面積等を考慮しレイアウトを決める必要があります。なお、二次仮置場や仮設焼却炉は広域的な連携を考慮し設置することとします。

※仮置場のレイアウト（震災発生時の設置例）



③ 要処理量の暫定値の算定

発災後、災害の規模の情報や倒壊家屋の数量などの正確な情報を得て、平常時に定めた発生量・処理可能量の算定式等を参考に災害廃棄物の発生量を算定します。

④ 災害廃棄物対策本部会議（仮称）

小平市災害廃棄物対策本部長（環境部長）が、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発した場合、小平市災害廃棄物対策本部（仮称）の総務班は、小平市災害廃棄物対策本部会議（仮称）を招集することができます。

小平市災害廃棄物対策本部会議（仮称）の役割は次のとおりです。

- ・災害廃棄物処理の初動体制について
- ・東京都との連絡体制について
- ・東京都や他市町村、民間団体等との広域体制について
- ・処理方針の決定について
- ・その他災害廃棄物処理に関し喫緊に決定する必要のある事項について

⑤ 処理方針の決定

廃棄物ごとの処理方針を以下に示します。

種 別	発災時における留意点	処 理 方 針
がれき	損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材が大量に発生する。	コンクリート塊、家具等の木くず、畳、廃家電等が混在しているため、できるだけ分別を行い、適正に処理する。
可燃ごみ	腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生する。	公衆衛生の観点から、震災発生後、速やかに処理することとする。
粗大ごみ	畳や家具等の粗大ごみが大量に発生するため、平常時の人員及び車両では収集・運搬が不可能となる。	処分できないものは、処理業者への委託を行い、処理を行う。 なお、木くず等はできるだけリサイクルに努める。
廃家電	混乱に乗じて、被災していないものが排出される可能性がある。	被災したかどうかを見極め、不正な排出を抑制する。
資源ごみ等	破損または汚れた紙類、布類、缶・金属類、ビン類、ペット・発泡類が発生する。	震災発生後速やかに処理する。 できるだけリサイクルに努める。
自動車 タイヤ オートバイ	破損した自動車・タイヤ・オートバイが大量に発生する。	所有者をできるだけ特定して、持ち主に引き取らせる。 やむを得ず所有者不明なもののみリサイクルシステムに基づき処理する。
し尿等	震災のあったくみ取り槽、浄化槽、及び避難所等に設置した仮設から発生する。	公衆衛生上、震災発生後速やかに汲み取り、清掃、消毒を行う。

(3) 応急対応期[（前半）約3ヵ月、（後半）約1年]における対応]

① 実行計画の策定

初動対応終了後、実際に発生した災害による被災状況、災害廃棄物量等に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定めるため、実行計画を策定します。

災害時、被災状況をふまえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、本計画を見直し、速やかに実行計画を策定します。

実行計画は、環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として策定します。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともありますが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があるため、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

② 災害状況の報告

実行計画を策定し、災害廃棄物の処理量を算定し都に報告します。

③ 実行計画の改訂

災害廃棄物の処理が進展し、状況が変わった場合、適宜実行計画の見直しを図ります、計画の見直しは、以下の内容にそって行います。

- ・復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被災状況や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗に合わせて、実行計画の見直しを行います。
- ・災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じ見直します。
- ・処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況をふまえ、処理スケジュールの見直しを行います。
- ・処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化などに応じ、処理フローの見直しを行う。
- ・道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場位置をふまえ収集運搬方法の見直しを行います。
- ・設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、仮設による処理を行う仮置場の設置や広域処理を検討します。
- ・仮置場の返却にあたっては、土壌分析等を行うなど土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復を行います。

④ 処理進行管理

初動期・応急対応期の処理進行管理を以下に示します。

- 初動期の処理進行管理

災害廃棄物処理の本格化を見据え、小平市災害廃棄物対策本部（仮称）に移行します。

小平市災害廃棄物対策本部（仮称）において、処理の進捗情報を共有・管理します。

区分	入手情報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（再生資材も含む）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

- 応急対応期の処理進行管理

実行計画及び対策マニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて実行計画の見直し、改定を進めます。

必要に応じて、適宜、処理実績の公表、要処理量（見込）の算定を行います。

（4） 災害復旧・復興期

① 処理進行管理

災害復旧・復興時については、応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理の進行管理を行うこととします。

② 仮置場の用地返還計画

復旧・復興が進展する状況を見ながら仮置場の用地を返還する手続きを始めます。

(5) 本計画の継続見直し

本計画は、災害に有効な対策及び取組等が講じられるよう、次に示す会議等を開催するとともに、常に点検・見直しを図っていきます。

① 定例会議の開催

年度当初（毎年度4月）に災害廃棄物対策組織（資源循環課）で定例会議を開催し、本計画を配布し、情報共有を図るとともに、当該年度の対策訓練計画、国や東京都の災害廃棄物対策に係る研修等の案内を行います。また、年度途中で人事異動があった場合でも、必要に応じて同様の会議を開催します。

② 対策マニュアルの作成等

対策マニュアルを作成するとともに、対策マニュアルの更新及び見直しを行います。

③ 臨時会議の開催

大規模災害発生後、本計画及び実行計画に基づく行動結果に基づき、本計画を検証して、所要の見直しを行った場合には、災害廃棄物対策組織（資源循環課）は、臨時会議を開催します。

第8章 計画の運営管理

市の一般廃棄物処理事業の目標の達成状況を管理し、以後の事業実施に反映するため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（P D C Aサイクル）を実施します。

(1) 年度ごと

- 前年度の実績をとりまとめ、数値目標と毎年度モニター指標を算出します。
- 前年度の事業実施状況を確認し、廃棄物対策に関する課題等を検討して、各年度の実施計画策定に当たり、施策に反映させます。
- 事業の実施状況や数値目標が本計画と大幅に異なった場合や、その他大きな状況の変化があった場合などは、計画の見直しを含めて検討します。
- 上記については、市の環境施策推進本部での内部チェックのうえ、小平市廃棄物減量等推進審議会に報告し、意見をとりまとめて、公表します。

(2) 計画の改定時

- 平成34年度（2022年度）には、全体としての計画達成状況を点検・評価の上、計画の見直し（全面改定）を予定します。
- 市民の意識・意向やごみの組成を調査して、改定時モニター指標を算出します。
- 計画改定は、原則として、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、その審議を踏まえて行います。

	年度ごと	計画改定時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施	左のほか市民の意識・意向（市民アンケート）やごみの組成を調査して実施
点検・評価の主体	市の環境施策推進本部での内部チェックのうえ、結果について審議会の意見を求めます。	市の環境施策推進本部での内部チェックのほか、調査手法や結果については審議会に審議を求めます。
点検・評価の項目	<ul style="list-style-type: none"> ●数値目標 市民一人1日あたりごみ・資源物総量（排出物原単位） 市民一人1日あたりごみ量（処理ごみ量原単位） ●毎年度モニター指標 収集ごみ量原単位 持込ごみ量 収集時リサイクル率 最終処分量 温室効果ガス排出量 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記のほか計画見直し時モニター指標 資源物混入率（組成分析調査による） 市民満足度（市民アンケート調査による）
見直し・改善の方法	同年度以降の施策実施に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	市ホームページ等を通じて公表します。	市ホームページ等を通じて公表します。